第Ⅷ章　ま　と　め

上野国分寺跡の建立された場所と研究や記録、それに発掘調査で確認された遺構と出土した遺物については各章で詳しく紹介したが、それらを総合的にまとめてそこにみられる歴史的特色と寺域の変遷のようすを述べておきたい。それに当たっては検出された遺構のみからでは得られる資料が少なく、また直接上野国分二寺に触れる史料も僅かであるため、国分二寺全体に対する政策や指示に関する史料を軸にして展開させていく。ただし本文で特論的に取り上げた軒瓦については、本章でも同様にまとめた形で扱う。これによって上野国分（僧）寺の姿と地域との関わりを可能な限り明らかにして、他の国分二寺との比較検討をする上での資としたい。

第1節　国分寺の様相

奈良時代の代表的遺跡

多くの人にとって奈良時代というと先ず思い出されるのが東大寺の大仏であり、また地方で奈良時代の代表的な遺跡と言った場合に先ず挙げられるものの１つが国分寺跡であろう。その全国にある国分寺跡の多くは国史跡に指定されて保存が図られているが、例えば岐阜県大垣市に在る美濃国分寺跡や長野県上田市に在る信濃国分寺跡のように建物の跡が整備されて歴史公園となり、近くには資料館も設けられて、多くの見学者を集めている所もある。さらにそうした遺跡としてばかりではなく、宮城県仙台市にある陸奥国分寺は薬師様として、また四国の阿波・讃岐・伊予・土佐国分寺は霊場巡りの札所となっているように、現在も活き続けているものも少なくない。

最澄と国分寺

それでは国分寺は当時の人々にとってどのようなものであったのであろうか。それを日本における天台宗の開祖である伝教大師最澄の例をとってみておく。最澄は近江国滋賀郡古市郷の豪族である三津首氏の家に生まれ、名は広野といい幼いときから読み書きに優れていたと伝えられる。その広野は近江の国師である行表に師事して、12歳で近江国分寺に入り勉学に励んでいたが、やがて同寺の僧最寂が亡くなったのに伴い、宝亀11年（780）11月12日に14歳で国分金光明寺で得度をして僧となり、名を最澄と改めたことが延暦２年（783）正月20日の「最澄度縁案」に記録されている。また延暦４年（785）４月６日の「僧綱牒近江国師」によると、受戒した最澄の名前を「国分寺僧帳」に加える手続きがとられている。その後のわが国の仏教のみならず文化全般に計り知れない影響を与えた最澄が、仏教活動への登竜門として先ず目指したのが国分寺であり、その素養を育てたのが国分寺であった。国分寺は基本的には仏教活動を通して律令政治の一端を担うものであったが、一方では当時としては地域で最高の教育機関であり、また研究施設として優秀な人材が集まる場所でもあった。つまり先進的な知識や情報、文物、さらに人材が集まる地域の文化センターといった性格をもっていたと言ってよいであろう。この最澄は弘仁８年（817）に東国に来ているが、その際に拠点とされたのが上野国緑野郡の緑野寺（浄法寺）と下野国都賀郡の大慈寺であった。こうした広い範囲での活動の途次に、上野国分寺の姿を見たことは間違いないであろうし、あるいはそこに足をとどめたことがあったかも知れない。

仏教興隆の象徴

このように国分寺は昔も今も多くの人々から、仏教興隆の象徴としての都の東大寺とともにそれが全国へ広まった証であると認識されてきた。そして全国土でほぼ同時期に、同

じ目的をもって建立が始められたという事情から、その各々には奈良時代の地域の特色が映し出されており、それをもって他の地域の様相と比較するための標準遺跡としての意義をもっている。そうした理由から、多くの研究者によってその実態の解明と歴史的意義の究明が試みられ、様々な議論がなされてきた。それが今日の文化財行政の面にも反映して、天平文化の跡を示す保存すべきものとして、また実態を解明すべきものとして重視されているのである。

標準遺跡

第2節　位置と歴史的環境

所在地

上野国分二寺の跡は県都である前橋市街地の西方約4kmの所に、西に僧寺跡、東に尼寺跡が並ぶようにしてある。この両者の中心間の距離は約500mであるが、その中央には関越自動車道が南北に通っている。現在の行政区分では、僧寺跡は群馬郡群馬町大字東国分字村前・同大字引間字石堂・同字妙見と前橋市元総社町小見に跨っており、尼寺跡は群馬町大字東国分字礎にある。ここは榛名山東南麓の末端と前橋台地の交わる所に当り、北西から南東に向かって緩やかに低くなる地形で、小河川によって細長く区切られた微高台地の一つである。僧寺の南縁は染谷川に、また尼寺の北東部は牛池川に近接しており、標高は僧寺跡が127.5～129m、尼寺跡が125～127mである。

群馬郡

この場所は律令制度下では群馬郡の中部域に当たるが、現在のところ該当する郷名は明かでない。古代の群馬郡は榛名山の北麓から南麓にかけて南北に長く、その東端は利根川の西岸に接していたとみられる。この「群馬」は古代には「久留末」つまり「くるま」と訓まれていたことが分かる。これは藤原宮跡出土の木簡に「上毛野国車評桃井里」と見えることから、7世紀末期頃には「車」と表記されていたことが知られ、これにもとづく訓み方であると考えられる。そしてこれは『新撰姓氏録』左京皇別下・摂津国皇別で、上毛野氏の始祖と同じ豊城入彦命の後裔とされ、律令制度下では宮内省の主殿寮に所属して天皇の身辺の用務を分担して行う殿部（とのべ）となった「車持君」に由来する地名と考えられる。

周辺の遺跡

国分二寺跡周辺の遺跡で先ず注目されるのは、南西3.5kmで発見された5世紀後期から6世紀初期にかけての豪族の居館ないし祭祀の施設と考えられる三ッ寺Ⅰ遺跡である。これはこの地域の首長がヤマト王権との結びつきを得て構えた、地域の開発と政治的まとまりの拠点であったと考えられる。これが造られた付近は、後の東山（道）駅路の北側に当り、ヤマト方面から関東平野へ出入りする場合に、その北側の経路上の要所となる所である。そうしたことからヤマトの中央政権が、先ずその政治的安定を確保すべき場所との認識をもったと推測されるのである。これに引き続くものとして、北東約2.5kmに6世紀初めの大型前方後円墳である王山古墳から7世紀末期の蛇穴山古墳まで続く総社古墳群がある。このような古墳を築くことができた豪族は、当時の社会の中で政治的に高い地位を認められていたとみることができ、それを『日本書紀』などの史料によって知られる7世紀頃の上毛野地域の氏族の動向と照合してみると、上毛野君氏をそれに当てることが最も妥当である（右島和夫「前橋市総社古墳群の形成過程とその画期」『群馬県史研究』22　1985年）。さらにこの古墳群と国分寺との中間には山王廃寺跡があるが、これは発掘調査で出土した瓦の中に「放光寺」と篦書きされたものがあることから、これがこの寺の本来の名であっ

たと考えられる。そして天武天皇10年（681）の年号をもつ山上碑に「放光寺僧」とあることから、この時には既に僧侶をおくような寺としてあったことが知られる。上毛野国でも最も早くに造られた寺院の１つであり、その位置から総社古墳群を築いた氏族、つまり上毛野氏が壇越となって建立したものとみることができる。

政治的要衝

以上のように上野国分二寺が建立された場所は、５世紀後期に上毛野地域で最も早くにヤマトの権力との政治的な結びつきを成立させた豪族の拠点に近く、その後の７世紀代には中央政権の中枢に加わり、重用された上毛野君氏が本拠の１つとした要衝であったとみることができる。そして南東1.4kmの前橋市元総社町には上野国府の推定地があることからも分かるように、この一帯は律令制度下においても中央政権が地域支配の中枢として密接な関係を持ち続けた場所であったのである（図４）。

発掘調査では寺域内で、７世紀後期から８世紀前期の竪穴式住居跡ＳＪ16・17・18・24・25・26・27・30など検出された。また寺域の南側に当たる部分でも同様な状況がみられた。こうしたことから国分寺が建立される前には、この辺りは竪穴式住居が散在する集落の一部であったことが分かった。

第３節　国分二寺の創建

国分寺の創建については多くの研究者によるさまざまな議論があり、天平９年（737）３月に始まるとする家永三郎氏（「国分寺の創建について」『上代仏教思想史研究』1950年など）や井上薫氏の説（「奈良朝仏教史の研究」1966年など）、同12年（740）８月とする角田文衛氏の説（「国分寺の設置」『国分寺の研究』上　1938年）などが出されている。史料を見ると神亀５年（728）12月に諸国に金光明経を頒布しており、天平９年３月には国毎に釈迦仏像と脇侍菩薩を造らせ、大般若般経を書写させている。同10年（738）４月には諸国に最勝王経を読ませ、同12年８月には国毎に法華経の書写と七重塔を立てることが命じられている。そして同13年（741）正月には太政大臣であった故藤原不比等家が返上した封戸5,000戸の内の3,000戸を諸国の国分寺に施入して、丈六仏像を造る費用に充てさせている。これは１国当り約50戸に相当する。こうした政府による一連の施策が「国毎」あるいは「諸国」を対象として行われていることに注目される。つまり律令制度の地方支配の根幹となる単位の国、その長官として都から一定の任期で赴任してきた国司がそれを受けて実行に移すものであって、それは公費で賄われる事業であることを意味している。この２つの点がそれまで地方で進められてきた寺院の建立や仏教活動と大きく異なる点であり、また国分二寺の基本的性格を形成することになった要素である。

創建の勅

金光明四天王護国之寺

こうしたばらばらに出されてきた施策が集約され、「国分二寺」制として形を整えて建立を命じたのが天平13年２月14日の勅（史料Ａ・『類聚三代格』。『続日本紀』は３月24日詔とする）であるとみてよいであろう。この勅は先ず本文がありその後に８ケ条の条例が続く構成となっているが、本文で諸国の国司に直接命じられているのは①七重塔一区を造ること、②金光明最勝王経と法華経を各10部ずつ書写することのみである。その上で諸国の塔に安置するために、聖武天皇自らが金字金光明最勝王経を書写すること、その塔が造られた寺を「国華」として長く伝えるために「好処」を選んで建立すべきことが命じられている。そして条例で、僧寺には僧20名を置き寺名は金光明四天王護国之寺、尼寺には尼10名

史料A

一、國分寺事

勅、朕以薄德忝承重任、未弘政化寤寐多慙、古之明主皆能光業、國泰人樂災除福至、何修何務能致此道、頃者年穀不豐疫癘頻至、慙懼交集唯勞罪己、是以廣為蒼生遍求景福、故前年馳驛增飾天下神宮、〇續紀天平九年十一月癸酉條 去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部、〇續紀天平九年三月丁丑條 自今春已來至于秋稼、風雨順序五穀豐穰、此乃徵誠啓願靈貺如答、載惶載懼無以安寧、案經云、若有國土講宣讀誦恭敬供養、流通此經王者、我等四王常來擁護、一切災障皆使消殄、憂愁疾疫亦令除差、所願遂心恒生歡喜者、宜令天下諸國各令敬造（飭）七重塔一區、并寫金光明最勝王經・妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部、所冀聖法之盛與天地而永流、擁護之恩被幽明而恒滿、其造塔之寺兼為國華、必擇好處實可長久、近人則不欲薰臭所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾兼盡潔清、近感諸天庶幾臨護、布告遐邇令知朕意、又有諸願等、條例如左、

一、每國僧寺・尼寺、各水田一十町、

一、每國造僧寺必令有廿僧、其寺名為金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名為法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有闕者即須補滿、其僧尼每月八日必應轉讀最勝王經、每至月半誦戒羯磨、

一、諸國置上件寺者、每月六齋日公私不得漁獵殺生、國司等恒加檢校、

一、願天神地祇共相和順、恒將福慶永護國家、

一、願開闢已降先帝尊靈、長幸珠林同遊寶刹、

一、願太上天皇（元正）、大夫人藤原氏（宮子）、及皇后藤原氏（光明子）、皇太子已下親王、及正二位右大臣橘宿禰諸兄等、同資此福俱向彼岸、

一、願藤原氏先後太政大臣（不比等）、及皇后先妣從一位橘氏大夫人（三千代）之靈識、恒奉先帝而陪遊淨土、長顧後代而常衛聖朝、乃至自古已來至於今日、身為大臣竭忠奉國者、及見在子孫、俱因此福各繼前範、堅守君臣之禮長紹父祖之名、廣洽群生通該庶品、同解憂網共出塵籠、

一、願若惡君・邪臣犯破此願者、彼人及子孫必遇災禍、世世長生無佛法處、

天平十三年二月十四日

史料B

天平十九年（七四七）十一月己卯（七日）、詔曰、朕以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲使國家永固聖法恒修、遍詔天下諸國、々別令造金光明寺・法華寺、其金光明寺各造七重塔一區、并寫金字金光明經一部、安置塔裏、而諸國司等怠緩不行、或處寺不便、或猶未開基、以為、天地災異一二顯來蓋由茲乎、朕之股肱豈合如此、是以差從四位下石川朝臣年足・從五位下阿倍朝臣小嶋・布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作状、國司宜與使及國師、簡定勝地勤加營繕、又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主當、限來三年以前、造塔・金堂・僧坊悉皆令了、若能契勅、如理修造之、子孫無絶任郡領司、其僧寺・尼寺水田者除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司墾開應施、普告國郡知朕意焉、

史料C

天平勝寶元年五月戊寅（十五日）、上野國碓氷郡人外從七位上石上部君諸弟・尾張國山田郡人外從七位下生江臣安久多・伊豫國宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各獻當國々分寺知識物、並授外從五位下、閏五月癸丑（二十日）、〇中略 飛驒國大野郡大領外正七位下飛驒國造高市麻呂・上野國勢多郡小（少）領外從七位下上毛野朝臣足人、各獻當國々分寺知識物、並授外從五位下、

法華滅罪之寺

を置き寺名は法華滅罪之寺とすること、毎月８日には最勝王経を読むことなどが定められている。さらにその経営の財源としてそれぞれに水田10町が与えられ、国司に対してはこれらを監督することが命じられている。本文を見る限りではこの勅は、七重塔の建立の必要性とその役割を明らかにしたものであり、後の条例によってそれが仏を敬い祈ることによって「永く国家を護る」ことであるのが分かる構成となっている。つまりこの勅は、聖

鎮護国家之寺

武天皇と政府がその支配下にある全国土に、鎮護国家のための七重塔をもつ寺院を国家の手で建立することを決断したものと見ることができる。これに対して国分寺のもう１つの中心である金堂については直接言及されておらず、そこに本尊として安置されるはずの丈六釈迦像について、去年天下に造ることを命じたが、その功徳によって五穀豊穣であったことが述べられているのみである。この勅に見られる塔と金堂に対する比重の置き方の違いは注意を要する点である。

こうして中央政府に直結する官寺が、国司の責任のもとに全国土で一斉に開始されることになった。こうした膨大な費用と資材を必要とする大事業を、全国土で一斉に起こすには相当な理由があったはずである。僧寺が護国の寺であるのは、それが根本経典とする金光明最勝王経の四天王護国品の中に、それを講読することによって災いや怨敵を払い除くことが説かれていることによるものであり、また尼寺が根本経典とする法華経には、女人救済の道を示す内容が込められていて、それが寺名に表されたものとみられる。先の勅は聖武天皇によって出されたものであるが、条例の第６・７には光明皇后の出身母体である

藤原氏の存在

藤原氏の名が繰り返し出ている。また『続日本紀』天平宝字４年（760）６月の皇太后（光明皇后）崩御の記事の中で「東大寺および天下の国分寺を創建したのは太后の勧めるところ」と記されていることからも、国分二寺建立は光明皇后の意図によるところが大きかったとみることができる。そしてこのような皇后の背景には、当時の藤原氏の動向が強く影響していたものとみられる。

田村圓澄氏の説

国分二寺の建立が命じられた事情についてもいろいろな説が出されているが、その中でこれらの史料に即して興味深い指摘がなされている田村圓澄氏の見解を見ておきたい（「国分寺創建考」「南都仏教」46　1981年）。聖武天皇と光明皇后との間に生まれた子供のうち、無事成長した阿倍内親王が天平10年（738）正月に皇太子となったが、女子の立太子は前例がなく、周囲からは相当な反発があったようである。藤原氏の血を受けたこの内親王は、もともと藤原氏が支えていくことが期待されていた。ところが天平７年（735）に始まる天然痘の大流行によって、藤原氏の中核で政界の要職に就いていた房前や武智麻呂ら４人が急死した。さらに天平12年９月に皇后の甥で太宰府の少弐であった広嗣が反乱を起こし、討たれるという大事件が起こった。これによって藤原氏は大打撃を被り、中央政界での立場が傾き始める状況に追い込まれた。そうした政治的な流れから、皇太子の前途を案じた天皇と皇后が、仏教による国土の鎮護と皇太子の擁護とを願い、前者には金光明最勝王経を安置する恒久施設である塔を持つ僧寺を、後者には女人救済の道場である尼寺の建立を求めたと考えられるのである。こうした天皇家の私的な事情がそもそもの理由であるとする見解は、僧寺と尼寺とがそれぞれ固有の意義を持ちながら、しかも「国分二寺」と呼ばれて一体のものとして扱われていることを考慮すると、妥当な聞くべきものと思われる。

こうした事情のもとで、全国で時を合わせて開始されたはずの国分二寺創建の事業は、その経過や完成の時期を明らかにする史料が残っていない。その理由の1つに工事が難航したため国司によって、つまり政府の力だけでは完成がおぼつかなくなっていたことがあったとみられる。それを窺わせる史料に、国分二寺建立の勅が出されてから6年後の『続日本紀』天平19年（747）11月己卯条がある（史料B）。この日に出された詔では、国司の怠慢によりあるところは建立の場所が不適であり、またあるところでは未だ工事が始まっていない状態であって、そのために災異が生じてきていることが述べられている。さらに「郡司で事業を完遂できる者を選んで専らこれに当らせ、三年以前を限って塔・金堂・僧房を造り終わらせよ。この命令を守った者の子孫は絶えることなく郡領に任用する」との対策が出された。この頃の郡領は個人の才能によって登用するのが原則とされていたが、実際にはいくつかの有力氏族の中から任命されていた。それでも特定の氏族が世襲的に就任するのを公認することは、律令制度の原則を破る特例の措置であったと言える。それほど国分二寺の建立が緊急の課題としてとらえられていたことが分かるのである。そのことは郡司の全てにではなく実行能力のある者で、全ての建物ではなく塔・金堂・僧房に的が絞られ、しかも3年以内にという限定条件が付けられていることにも窺うことができる。こうして国分二寺はもっぱら国司、つまり政府の手で造るという基本政策を転換して、各地域の有力豪族の力を頼みにする、いわば現実路線が採られることになった。このことは地方支配を進める実質的な担い手として、在地の有力豪族に頼らざるを得なかった律令政治の実情を反映したものとみることができる。こうして国分二寺の建立は、各地で多くの人々をその渦中に巻き込んでいくこととなった（こうした策を国分寺造営運動と規定する見解もある。宮城洋一郎「国分寺造営運動の展開について」『仏教の歴史と文化』1980年）。

天平19年11月詔

在地豪族層へ依拠

第4節　上野国分寺の建立

そうした流れの中にあって、上野国では注目すべき動きが起こっていた。『続日本紀』天平感宝元年（749）5月戊寅条に上野国碓氷郡の外七位上石上部君諸弟ら3人が、それぞれの国の国分寺に知識物を献じたことにより外従五位下を授けられたことが記されている。それに続いて同年閏5月癸丑条にも上野国勢多郡少領の外七位下上毛野朝臣足人と飛騨国大野郡大領の飛騨国造高市麻呂が、同様な功績により外従五位下を授けられたことが記されている（史料C）。このような国分寺に対する知識、つまり寄進などの協力によって仏の縁につながる行為は8世紀代にいくつかの例がみられ、寄進とそれに対する叙位の記事から国分寺の建立と維持に当たって、各地の豪族が大きな力となっていたことが分かる（野村忠夫「献物叙位をめぐる若干の問題」『日本古代の社会と経済』下　1978年）。その中でもこの記事は次の点で特色がある。①その最初の例である。②ほぼ同時に5人がまとまって外従五位下を与えられているのはこれのみである。③他では「稲一万束」・「銀二千四百四十口」のように献納物の具体的な内容が掲げられているが「知識物」と抽象的な表現がなされている。これらの点から諸弟らの行為は、政府にとって特筆するに値する功績であったとみることができる。つまりこの記事は天平19年11月の詔から足掛け3年目であり、対象とされているのが郡司とそれに準ずる地方豪族であることから、この詔に応じた功績に対する叙位である可能性が考えられるのである。そうであるとすると上野国を初めこれら

上野国分寺への知識物献納

の４ケ国では、国内の豪族の協力を得てこの頃に塔・金堂・僧房が完成したか、あるいはこの知識物によって建立が確実になったと見なすことができ、恐らく全国でも最も早期に一応の完成をみた国分寺と言うことができよう。

早期の建立

このように上野国分寺は早期に建立されたものの１つと考えられるが、さらにその中でも知識に２人の名があげられていることからみて、地域の豪族層の活躍が目ざましく、進展の度合が最も著しかった推測することができる。そこでその姿を発掘調査で明かとなった創建期の遺構からみてみる。

創建期の遺構

塔

(1) 塔（ＳＢ03)　天平13年の勅、同19年の詔で強調されている七重塔の跡は、寺域の中央部にある金堂跡の西南西75.6mにある。基壇は周辺に比べて地形が１m前後高くなった場所に造られている。塔の初層の柱間隔は12―12―12尺で全長は36尺（1,080cm)、基壇の出は14尺（420cm）であり、基壇は一辺の長さ64尺（1,920cm)、高さ４尺（120cm）で、国分寺の塔としては最大級のものである。基壇化粧は榛名山の噴火の際の噴出物である、軽石質の角閃石安山岩の切石を使った壇正積であったとみられる。この石材は総社古墳群の中の総社二子山古墳の後円部石室などの構築材としても使われている。方位は金堂に対して１°８′の振れをもっている。建て替えられた痕跡は確認されなかった。

金　堂

(2) 金堂（ＳＢ01)　天平19年の勅で建立の促進が訴えられた金堂は、寺域のほぼ中央に基壇と礎石の一部が残存している。規模は桁行が７間で柱間隔は11―11―12―12―12―11―11尺（全長80尺・2,400cm)、梁間は４間で柱間隔は11―11.5―11.5―11尺（全長45尺・1,350cm)、基壇の出は11尺（330cm）である。基壇は東西の長さが102尺（3,060cm)、南北の幅が67尺（2,010cm)、高さ3.5尺（105cm）で、一単元が６～14cmの厚さで粘質土を版築様に積み上げて造られている。基壇化粧は凝灰岩切石を使った壇正積であったとみられる。基壇の版築土の中と底部には、創建期の軒瓦や文字が押印されたものを含む瓦の破片が多数入っていたことに注目される。建て替えの痕跡は確認されなかった。

僧　房

(3) 僧房　塔・金堂とともに建立の促進が訴えられた僧房は、現在の地表面にはその痕跡が残っていない。そのため寺域の北辺部一帯で遺構の確認調査を行ったが、この付近は後世の土採りとそれに伴う流水によって古い表土が失われており、原地形が著しく変化してしまっていた。このため僧房を始め食堂・鐘堂・経蔵など、寺域北半部にあると推定される建物の遺構を確認することはできなかった。

築　垣

(4) 築垣（ＳＦ01)　金堂の中心から南へ109～124mの所にある地形の変化点で、南辺築垣の跡が検出された。それはよく締まった地山を断面が台形状となるように削り出した上に粘性の強い黒色土を盛って基礎を造り、その上面の中央部に底部幅180cmで、粘質土を１単元３～５cmの厚さで版築様に積み上げた本体が造られている。南辺築垣は南大門から東では金堂とほぼ一致する方位をとるが、西では北側に屈曲する形となっている。この外側に接して空堀があるが、この南縁は金堂中心から129mの位置でほぼ一直線状をなしており、区画設定が行われたことを窺わせる。また金堂の中心から東と西へそれぞれ109m前後の位置には南北方向の小道があって、地形の変化などからこれが東・西辺の築垣の痕跡であると判断できる。北辺も同様であり、東・西・北の３辺は金堂を中心として１町(108～109m）の位置に築垣が設けられていたとみることができる。南辺も最長部は124mであるが、

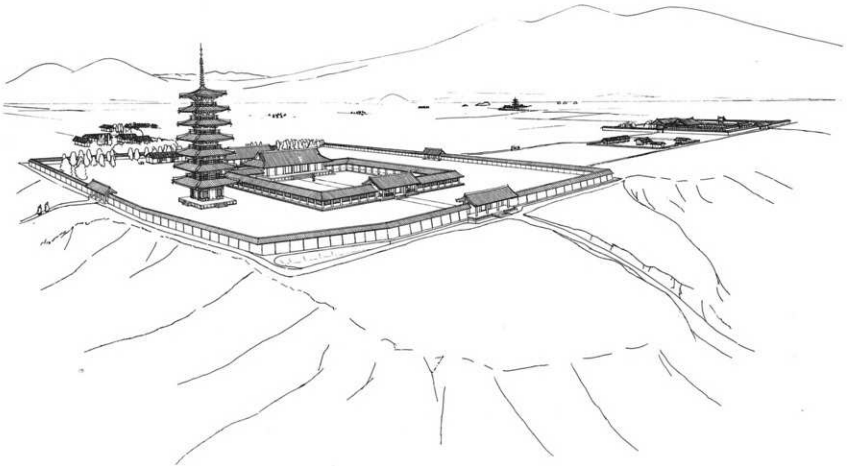

図162　創建期の上野国分二寺想像図(加藤康子氏作成)

西端の最短部を1町とすることが意図されていたと推定される。南辺と同様に西辺築垣の南端近くも内側（東側）に屈曲している。この様な形となったのは寺域の南西隅にかかるように、谷が入り込んでいる地形上の制約によるものとみられる。これに対して築垣を直線に造るために、大規模な埋め立て造成工事が行われた形跡は認められない。

南　大　門　(5) 南大門（ＳＢ10）　金堂の中心から南へ113～124mで、南北に並んだ3個の礎石と基壇が検出された。これは南辺のほぼ中央で金堂の南側正面に当たる位置にあることから、南大門の東半部であると判断された。中央部から西は後世に掘られた溝によって破壊されていた。南北両端の礎石の距離は21尺（630cm）でその中央に1石が在り、南辺の築垣はここに取り付く形となっている。東西の幅は不明であるが、最大でも17m前後とみられる。基壇は北半部は当時の地表面から約45cmの高さをもち、化粧は玉石による簡素なものであった。基壇南半部の検出状況から、初めは南辺築垣の東半部と同じ方位で造られていたのが、後に西側を9°北に振る向きで建て替えられたものとみられる。

Ｓ　Ｂ　12　(6) 掘立柱式建物（ＳＢ12）　塔跡とその南側の南辺築垣の間の調査で、掘立柱式建物1棟が検出された。これは塔の中心から南へ56.5mの位置にあり、身舎は2×4間で東西に長く、南北側には1間の庇が付く。総長は930×1,010cmで、今回の調査で確認された掘立柱式建物の中では最大のものである。そしてこれは8世紀前期の竪穴式住居ＳＪ24が埋め戻された上に造られている。東側柱の位置は塔の西側柱の南への延長線と一致しており、この2つの建物の配置には一定の企画性があったとみることができる。さらに柱の抜き取り痕が埋め戻されていること、建て替えの痕跡はなく短期間のものであったとみられることから、これは塔などの建立に関係した造営用の建物と推定される。

(7) その他の遺構　以上の他に創建時期に伽藍を構成していた可能性がある建造物の遺構についてもみておく。金堂の中心から北へ47m付近の地山面で、礎石の掘方とみられる浅い円形の穴および根石とみられる玉石などが検出された。またその西端と想定される位置では、礎石とみられる石が1個出土している。これらを結ぶ中心軸線が金堂のそれと一

講　堂　致することから、これは講堂跡（ＳＢ06）と推定された。回廊があったと想定される金堂

回　廊　の周囲は表土が薄く耕作による攪乱が進んでいることもあって、それと判断できる遺構は確認できなかった。しかし金堂の南西部で東西方向の高さを整えるように、盛土が行われていること、この近くにあるＳＤ10から礎石の可能性がある一抱え大の石が数個出土していることから、回廊は確実な位置は不明となっているが、この範囲に造られていたと推定

中　門　できる。また中門は、昭和17年（1942）頃には礎石の一部が現存していたとのことであるが、発掘調査では金堂の中心から59.1mの所で、皿状の穴の内部に偏平な玉石が敷かれた掘形とみられる遺構（根石状遺構）が1ケ所確認された。その近辺には大石を破砕した際に生じる石片が多量に散布しており、礎石は既に割られてしまったが、この付近に中門が在ったことは間違いないものとみられる。

以上の発掘調査で明らかになった、創建期に関係する遺構からみた上野国分寺の姿をまとめると次のようになる。

七重塔の建立　① 8世紀前期の竪穴式住居ＳＪ24を埋め立てて整地し、そこに造営用の掘立柱式建物ＳＢ12が造られていることから、七重塔の建立が開始されたのは8世紀前期ないし中期

とみることができる。これは『続日本紀』天平感宝元年の記事からの想定と矛盾しない。

② 金堂の建立が始まった時点では、それに先行して瓦を使う工事が進められていたことが分かったが、上記の状況などからそれが塔であった可能性が高い。これは天平13年の勅、天平19年の詔にみられる当時の政府が要請していることに一致する。

③ 塔・金堂に較べて、南大門基壇や築垣などは簡素な造りである。また寺域と整える上で、大規模な造成工事は行われていない。主要伽藍の建立に力が集中されたとみられる。

④ 全体の姿をみてみると、塔と金堂は方位を違えて造られており、また基壇の化粧の石材にも違いがあったように、寺域の区画、主要伽藍の配置と構造には、一貫した企画性と統一性を認めることができない。

こうした発掘調査の成果をもとにして、創建期の上野国分二寺とその付近のようすを想像して描いたものが図162である。この左側が僧寺・右側遠景が尼寺である。　想像図

第5節　建立に関わった人と地域

前節でみてきた国分寺の姿は、当時の上野国の社会状況を反映したものと考えられる。史料から明らかなように創建には、勢多郡少領の上毛野君氏と碓氷郡の石上部君氏が大きな役割を果たしたことが知られる。この石上君氏は『続日本紀』天平勝宝5歳（753）7月戊午条によると、左京人の石上部君男嶋ら47人が自分の父は大宝元年（701）に上毛野坂本君姓を賜ったが、その子孫は戸籍ではまだ石上部君と書かれており不安であるので、父の姓に改めてもらうことを願い出て許されている。この石上部君氏は左京に居たが、与えられた姓からみて上野国碓氷郡坂本郷にも血縁関係をもつ者が居住していたことが分かる。このことは神護景雲元年（767）3月に男嶋と上野国碓氷郡の上毛野坂本公（君）黒益が、ともに上毛野坂本朝臣姓を与えられていることからも傍証される。なお男嶋は宝亀4年（773）5月に従五位下で造酒正に任じられている。国内の石上部君氏としては貞観4年（862）4月には吾妻郡の郡領（擬領）に任じられていた上毛野坂本朝臣直道がおり、天平19年の詔の実施が図られた可能性を示している。上毛野朝臣氏についてはその中央政府での活動のようすはよく知られているところであるが、国内にいる記録としては正倉院宝物の白布の墨書銘に天平13年10月の日付けとともに上野国多古郡八□（田）郷の上毛野朝臣甥の名がみられるのが唯一のものと言ってよい。『続日本紀』延暦10年（791）4月乙未条の記事によると、上毛野氏らはもともと居住地にちなんで氏族名をつけたとされており、元来この地域を本拠としたことは確かである。このように両氏とも一族の中に中央政府に参画して中堅官人となっている者がおり、同時に国内では郡領となるような有力層としてあったことが確認できるのである。以上の史料から上野国では天平19年の詔に応じて、一族が中央政府に参画していた在地の豪族が主体となって、国分寺の建立が進められたとみることができる。こうしたあり方から、政府は在京の地方出身氏族を通して在地支配の強化を条件に、地元に居る同族に対して建立への協力を働きかけたと推測することもできよう。これに対して上野国では2つの郡の氏族が応じ、それらが分担して各種の工事に当たったと推定できる。もちろん『続日本紀』といった正史に記録されたのはその代表的な例で

上毛野氏

地方出身氏族

あって、それ以外にも多くの氏族や人々が加わっていたとみて間違いないであろう。

そこでそれを出土した軒瓦から検討したのが第8節である。その詳細は後に譲るが、これによって創建期の初期には新田郡が中心的に瓦生産に関わったが、その後すぐに上野国東部の佐位郡・勢多郡も関わり始めたとみられる。また塔跡周辺から吉井・藤岡窯跡群の製品とみられる特有の瓦当文様の軒瓦が集中して出土したことから、この多胡・緑野郡では塔の建立に当たって、それ専用の瓦の生産を行ったが、その後は各建物で使われる瓦の生産に移っていった可能性を考えることができる。このように軒瓦を調べることによって、

関係した諸郡

史料に記された勢多・碓氷郡以外にも、新田・佐位・多胡・緑野郡が国分寺の創建に関わっていたことが分かった。

文字瓦からみた状況

さらに出土した文字瓦に書かれた内容からも、そうした状況の一端を知ることができた。発掘調査では約2,000点に及ぶ文字瓦が出土したが、その中に金堂の基壇築土中とその底部から出土したものが数点あり、これらは創建期のものとみることができる。その1つは平瓦の凸面に押印された、格子型の叩き文様の中に刻み込まれた「薗田」である。上野国山田郡に「園田」郷（『倭名類聚抄』）があり、『神鳳抄』では「薗田御厨」と表記されていることから、これに該当するものと考えられる。こうした律令地方支配の単位である郷の名を押印した瓦が造られていることは、国分寺の建立事業に当たってそうした地方支配の単位によった生産と供給の体制ができていたと見ることができよう。これ以外に明らかに郷名が押印されたものには「山田」（山田郡）・「佐位」（佐位郡）がある。また郷名を1字に省略して押印したものに「雀」（佐位郡雀部郷）・「渕」（同郡渕名郷）がある。このように押印された郷名には山田郡と佐位郡といった上野国東部の郡のものがあり、このうち佐位郡に関係するものは山際瓦窯で生産されていることからやはり創建期のものとみてよい。もう1つに平瓦に「三」と篦で書かれたものがある。これは郡・郷名あるいは人名には該当するものがなく、これのみから生産地や供給者を判断することは困難である。そこで各地の出土例を調べてみると、国分寺創建期の軒瓦が出土した新田郡藪塚本町の台之原廃寺跡から多数出土している例が知られる。ここから出土した軒瓦との関連から、これらは鹿ノ川瓦窯で生産されたもので、新田郡内で多く使用されたものであることが指摘されている（須田茂・高井佳弘「台之原廃寺の瓦について」藪塚本町文化財調査報告書第7集　1989年）。このことからこれは軒瓦と同様に新田郡に関わるものであるとみることができる。

これら以外に国分寺の各部から出土する文字瓦の中に、平瓦に「勢」を押印したものがある。これには3ないし4種類がある以外に「勢□」と2字のものもある。1字のものは同じ笵を使ったものが、前橋市下大屋町（旧勢多郡）に在る上西原遺跡からも出土しており、そのうち格子文様の叩き目と組み合わされた1種類は、初めは格子のみであったがある時期から「勢」の文字が加えられたものであることが明らかにされた。これは山際窯で造られたことが知られており、国分寺への供給に際して他の郡や郷と区別をするために、「勢」の押印が施されたものと考えられている（松田猛「群馬県における文字瓦と墨書土器」「信濃」38—11　1986年）。勢多郡内には「勢」の字がつく郷はなく、上野国内にも「勢」がつく郡や郷は知られていない。このためこれは勢多郡を示すものと判断することができ、同郡では郡を単位とする生産と供給の体制がとられていたことが分かった。郡名を示す押

印にはこの他に「佐」（佐位郡）・「多」（多胡郡）があるが、前者は出土点数が多く創建期のものである可能性が高いのに対して、後者は2点の出土をみたのみで、どの時期のものであるかは明かでない。

出土した文字瓦の中で創建期のものと判定できるものの検討から、国分寺で使用された瓦の生産と供給で4つの郡が関わっていたことが明らかになった。そのうち郡を単位としたのが勢多郡、郷または郡・郷の両者を単位としたのが佐位・山田郡、不明であるのが新田郡と、郡ごとにその様相が異なっていたことも分かった。この内の勢多郡は少領の上毛野氏が深く関わったことが知られており、そうした事情が郡を単位とする体制がとられたことに関連しているのではないだろうか。また郡・郷名の押印には、創建期の軒瓦の生産に関わった内の笠懸窯跡群に関係した東部諸郡のものが多く見られるのに対して、吉井・藤岡窯跡群ではこのような瓦の出土はほとんど知られておらず、この2つの地域における瓦の生産と供給体制の構造に違いのあったことが考えられる。つまり瓦の生産と供給の状況を通して見た場合、大きくは上野国の東部地域（東毛）では律令支配単位によった体制がとられたのが顕著であるのに対して、南西部地域（西毛）ではそれが明瞭ではないといった違いがあり、さらにその中においても郡単位で違いがあったとみることができる。この現象には例えば新田郡＝寺井廃寺、佐位郡＝上植木廃寺のように、国分二寺が創建される以前に既に大規模な寺院の建立が確認されている地域と、それが明かでない地域との、いわば寺院の建立と経営に対する経験の蓄積の相違が反映されている可能性を想定することができる。

瓦供給の単位

東毛と西毛との相違

第6節　上野国分寺の経営

国分二寺の建立に強い意欲を示していた聖武天皇は、天平勝宝8歳（756）5月に56歳で没した。その直後の6月には全国に使者を派遣して国分寺の丈六仏像の完成を督促し、それに重ねるように各地に「使工」を派遣して仏像を調べさせ、翌年の聖武天皇の一周忌までに造り終えることが命じられている。この詔の中で具体的な指示として、先ず「仏像」（丈六釈迦像）を完成させること、それに併せて「仏殿」（金堂）を造り備えること、それらが終わったならば「塔」を造り、一周忌に間に合わせることがあげられている。この詔から国分二寺の建立がなお難航していたことを知ることができるが、さらに完成の目標の重点が塔から仏像とそれを安置する金堂へと移っていることに注目される。この変化は塔の完成の見通しがついたため、次は仏像と金堂へという段階の1つであるともみられるが、詔の内容からまだ塔が完成に至っていない所もあったことが窺え、これ以外のより積極的な理由があったものと考えられる。それは天平13年2月に創建の勅が出された以降に、聖武天皇の国分二寺に対する見方に変化があったことを想像させる。またこの詔では仏法の慈の精神から、これによって百姓を辛苦させてはならないことも命じられているが、これは逆に国分二寺の建立を進める中でそうした事実が無視できない問題となっていたことを窺わせるものである。なおこの詔の内容から、聖武天皇の一周忌に当たる天平宝字元年（757）を国分寺が一応の完成をみた時期とする見解もある（八賀晋「国分寺建立における諸様相」『日本古代の社会と経済』下　1978年）。

仏像・仏殿完成への督促

この聖武天皇は天平15年（743）10月に近江国の紫香楽宮で金銅の盧舎那仏の造立を発願

盧舎那仏の造立

した。これに当たって天皇は「天下の富を有すのは朕である。天下の勢を有すのは朕である。」と述べて天下人としての並々ならぬ意欲を示したが、人々に対しても仏に対する「知識」として「一枝の草、一把の土を持ってこの仏像を造るのを助けようと願う者があればそれを許す」と参加の途を開きかつ勧めた。その後同17年（745）8月に建立の場所を平城京に移し、左京東山の大和国金光明寺である金鍾寺の寺地で大工事が始められた。これが東大寺であり、この大仏造立の実態の一端は発掘調査でも明らかにされている。そして天平感宝元年4月に皇后と皇太子、群臣を引き連れて盧舎那仏と対面した天皇は、自らを「三宝の奴」であると述べて、仏教に対する強い帰依の心を明らかにした。こうした天皇から一般民衆まで巻き込む理念のもとに行われた大工事は、天平勝宝4年(752) 4月に完成し、開眼の儀式が盛大に執り行われた。この盧舎那大仏は後世に修理された部分が多いが、今でもその姿を見ることができる。この大仏が乗る蓮華台座には受花と反花それぞれ28枚の蓮弁がついているが、この受花の一つ一つには、下段に7つの須彌山を描いた小千世界、中段に横線で区画された二十五界で表された中千世界、上段中央にそれをまとめる釈迦仏の坐像が線刻されている。そして蓮弁ごとの中千世界が集まった大千世界である台座の上に、この全体を統べる盧舎那仏が座るという、蓮華蔵世界観が表現されているのである。

東大寺の建立

蓮華蔵世界観の形成

この世界観が華厳経にもとづくものなのか、梵網経によるものであるのかについては議論のあるところであるが、当時としては唐から伝えられた新しい哲学の1つであった。これによって盧舎那仏を本仏とし、釈迦仏をその分身ないし化身とみる仏教上の世界観が図示されたわけであるが、聖武天皇の一連の言動にはそれを現実の世界に活かそうとする意欲の強かったことが読み取れる。そしてその釈迦仏を本尊とするのが、全国各地に建立された国分（僧）寺なのである。天平19年11月の詔に、塔に続けて同13年2月の勅には明記されていない金堂の建立の促進があげられていることは、釈迦仏を安置する仏殿の完成への欲求が強まっていたことを物語っている。このように次第に金堂の完成が強調されるようになったのは、新しい世界観の到来とそれにもとづく東大寺の盧舎那仏の造立の開始と密接な関係にあったと見てよいであろう。よく東大寺が総国分寺であると言われるが、古代の記録を見る限り制度上でのこうした関係は明かでない。鎌倉時代には既にそうした認識がなされていたらしいが、これは蓮華蔵世界観による盧舎那仏と釈迦仏との関係がもとになって形成されたものではないだろうか。

盧舎那仏と釈迦仏

国分寺では年中行事として金光明最勝王経の転読や吉祥悔過などが行われ、また災害などの大事に際しては特別な祈修が行われた。それら自体が政治の動きと無関係では無かったが、さらにそれがただの仏教の道場や修養の場にとどまるものでなかったことは、『三代実録』の貞観15年（873）12月7日の記事の中に、陸奥国分寺の五大菩薩像を安置することによって「蛮夷の野心をおさめ、吏民の怖意を安ず」とその政治的効用が述べられていることからも明かである。仏教の世界観にもとづく「京の東大寺の盧舎那仏」と「国毎の国分寺の釈迦仏」との関係は、現実の律令政治の「天皇・中央政府」と「国毎に派遣された国司」との関係に重なり合っている。つまり国分二寺の建立と経営の責任者とされた国司は、国単位での律令政治の責任者であることに加えて、それが円滑に行われることを補完するための仏教活動を保証する役目をも負わされたのである。このことは仏教理念として

律令政治の補完

の「護国之寺」と位置づけられた国分二寺が、現実の政治社会の中に活かされるか否かについて、国司が決定的な役割を果たす立場にあったと言ってよいであろう。

国分二寺の建立は当時としては未曾有の大工事であり、我々が想像する以上の難工事であったと考えられる。しかし国司にとってはそれが完成した後に本当の難問が降りかかってきたようである。天平神護2年（766）8月18日の太政官符（『類聚三代格』）では、既に造り終わった国分寺の塔や金堂の中には、破損が進みまさに傾き落ちようとしているものがある、このため「造寺料稲」をもって修理を加えることが命じられた。創建の勅が出されて25年目であるが、国分寺の建物は完成する間もなく破損が生じ始めたため、それを修理する費用として、本来は建立用の経費をそれに振り向ける措置がとられたわけである。そのうえ修理の実施状況は記録の上、朝集使によって毎年中央政府に報告されることになっていた。こうして国分寺は建立から維持へと転換を迎えたが、この時にはほぼ全国的に整備の域に達しており（堀池春峰「国分寺の歴史」「仏教芸術」103　1975年）、史料の上ではこれをもって創建期の終わりと考えることができる。

破損の修理

国分寺の修理を含む経営は、国司の責任で行われることになっていた。そのための年間予算であるが、『弘仁式』主税式によると上野国の国分寺料は5万束とされており、隣の信濃・武蔵・下野国が4万束であるのに較べて多い数である。後の『延喜式』主税式上でも同じく5万束となっているが、これが出挙されてその利稲が経費に充てられた。この他に寺田が少なくとも僧寺には90町、尼寺には40町、また封戸が50戸はあったはずであり、これらからの収穫と貢納物も経営の財源とされていた。

国分寺料

それでは国分二寺の管理と修理はどのような方法で行われていたかをみていく。延暦17年（798）正月20日に出された太政官符では、地方の有力寺院で国司が監督をする定額寺の資財帳について、それまで毎年朝集使によって政府に進めていたのを停止することが命じられている。その中で国分二寺の資財帳については先例のままであるとされており、このことから国分二寺でも所有する建物、仏像、経典、仏具などを書き上げた資財帳が作られて、毎年政府に報告されていたことが分かる。つまり国分二寺の資財については、常に政府に報告、提出されており、定額寺資財帳の制度が変えられた後も以前と同様に行われたのである。このことは国分二寺は、政府によって常にその経営の実情が掌握されているべきものであったことを示している。こうした国分二寺に対する政府の扱い方は、天平宝字8年（764）11月11日の太政官符で、諸国の国分寺がその年に造ったものとその費用の実態を政府に報告することが求められたのに始まったものとみられる。その後の天平神護2年9月には、その年に修理をした官舎の数を記録して報告することが命じられたが、国分二寺もまたこれに準ずるとされた。新たに造ったものばかりでなく、既にあるものの修理も報告の対象とされたわけである。これは同年8月18日の太政官符で造寺料の稲を以って修理の費用に充てる対策が指示されていることからも窺えるように、この頃には国分寺の建物の維持と修理が重要な課題となってきているのである。こうした状況が背景となって的確な修理とその報告が義務づけられたのであろう。国分二寺の資財帳の具体的な内容はまだ明かになっていないが、資財の列記とその現況の報告だけでなく、この時点から破損と修理の状況も加えられたと考えることができる。

資財帳による管理

しかしこうした政府の対策にもかかわらず、破損の進行とその修理はますます深刻化していったようである。弘仁４年（813）９月23日の太政官符によると、官舎・国分寺・神社などは破損が生ずる毎に修理をするのが定まりとなっているが、これが守られていない場合には、国司が任期を終えて交替する際に実状を調べた上で、不与解由状や交替帳といった勤務成績を記した文書に記載して政府に報告することとなっていた。しかし退任する国司は既にその勢（財源）をもっていないと言い、また新たに赴任する国司はそれは自分の怠慢によるものではないと主張し合って、いつになっても修理が行われず破損はますます広がるばかりであった。こうした事情であるため、交替に際して破損があったならば先ず新任の国司が修理を行い、その費用は前任の国司の主典以上の公廨稲から徴収すること、それが無い場合には私物から徴収することにし、修理が終わったのを確認した上で交替を認める解由状を発給することが定められた。破損に対する責任の所在を明確にし、その上で弁償の方法を具体的に定めたわけであるが、こうした強硬な方法によらなければならないほど事態は悪化していたものとみられる。しかしそれから120余年後の天慶２年（939）２月15日の太政官符には、不与解由状や実録帳に記載される国分二寺の堂塔、雑舎、仏像や資財の破損は数え切れない程であるが、修理用の稲が法定量の半分あるいはほとんど無くなっていることが訴えられている。そのため減少した分を正税などで補って修理を促すことにした。こうした事態を見ると、政府が定めた強硬な対策もあまり効果を発揮することなく、破損はますます進んで、手に負えない状況になっていたことが分かるのである。

新旧国司の責任分担

修理用料の減少

修理用の遺構

上野国分寺での修理のようすの一端を示す遺構が、塔の南側の発掘調査で検出された。それは竪穴式の鍛冶場の跡ＳＫ85・86で、床面には円筒状に掘られた炉があり、その底部に銅を溶解するのに使った坩堝が置かれてあり、その近くからは羽口と土器が出土している。そしてその中の９世紀後期頃のものとみられる須恵器の塊に「造仏」の墨書があった。この場所で直接仏像を造る作業が行われたかは分からないが、この頃にそうした行為が実施されたことは明かであり、その一部が寺域の内部に設けられた工作場で行われていたとみられるのである。金堂の西方、塔の北側で検出された９世紀末期のＳＪ08も修理に関連した施設の１つとみられる。実際に修理の対象とされたものが何であったかということになると、第４節で述べたように主要な建造物の中で建て替えの可能性が認められたのは南大門のみであり、これ以外には南辺築垣の西半部で一部の修造の可能性がみられた程度である。伽藍全体に及ぶような大改修、位置を変えた改築といった痕跡は確認されなかった。

こうした修理などは国司の責任において実施されたのであろうが、それでは実際にはどのような人がそれに当たったのだろうか。それを出土した文字瓦からみてみたい。その１つに南大門跡から出土した丸瓦の中に「山字物マ子成」と箆書きされたものがある。またこれと関連するものに「山物マ乙麿」、「山字子文麻呂」と書かれたものも出土している。この「山字」は高山寺本『倭名類聚抄』によると多胡郡内の郷の中に「山字」があり、これに当たるものであろう。それでは「也末奈」（やまな）と読まれており、現在の高崎市山名町付近に当たると推定できる。この山字郷は天平10年の「法隆寺伽藍縁起並流記資財帳」には「多胡郡山部郷」とあって、もとは山部郷であったことが分かる。それが桓武天皇の即位に伴って、その本名が山部親王であることから、延暦４年（785）５月にそれが諱とさ

修理に関係した人々

れて、「山部」を「山」に変えさせることが行われていることから、その際に変更されたものと考えられる。そうしてみるとこの瓦が造られたのは785年以降であり、創建時のものではなく修理用のものであることは明かである。また類似の例から「山字」を「山」とするように、郷名を1字に省略して書く場合が多いことも分かった。以上のことから、この瓦は多胡郡山字郷を本籍とする物マ（部）子成に関わるものであることが明かとなった。

多胡郡との関わり

このように出土した文字瓦をみていくと、篦書された地名のほとんどは多胡郡の郷名であることが分かる。そして国分寺跡から出土した「山物マ乙麿」と同じものが、旧多胡郡内である吉井町多比良の滝の前瓦窯跡から出土しているのが確認されており、国分寺の修理用の瓦の生産と供給に多胡郡の人々が関わっていたことが明かとなった。

物部氏

またここに書かれている物部氏であるが、平城京跡出土の木簡や高崎市矢中町の水田跡から出土した銅印「物部私印」の例があるように、上野国では群馬郡を含む南西諸郡に分布が見られる。その中でも注目されるのは山部（字）郷内にあって、神亀3年（726）2月29日の日付をもつ金井沢碑の銘文である。これは群馬郡下賛郷高田里に居る三家の子孫である物部君午足らが、祖先や父母のために仏を敬い、知識を結んだことを表明したものである。この碑文の内容から国分寺が建立される以前に、この地域の物部氏の中には仏教を知り、それを深く敬った者がいたことが知られるのである。これと文字瓦の内容とを直ちに結びつけることは難しいが、国分寺の経営に参画した人々の中に、以前から仏のもとに知識を結ぶような力を貯えていた氏族に連なる者がいた可能性のあることに注意される。

壬生氏

文字瓦からはこの他に国分寺に関わった氏族として、大伴・伊・生部（壬生）・勾舎人□（部カ）の名が知られる。このうち生部氏に関しては、篦書きに混じって僅かであるが「生」と押印されたものが出土している。この氏族は延長6年（928）4月の東大寺文書などから、群馬郡に居て綱丁として同寺の封戸の調庸を扱っている者のあったことが分かる。壬生氏がいつからこうした立場にあったかは不明であるが、地方における東大寺と国分寺との関わり方の1つの例を示すものと見ることができるのではないだろうか。氏族名の可能性をもつ押印はこれのみであるが、これとは逆に郷名が篦書きされたとみられるものが出土している。先述のように篦書きされた地名のほとんどは多胡郡のものであるが、それに混じって「石井」と書かれたものが多数出土している。これは『倭名類聚抄』の碓氷郡の郷に「石井」があり、これに当たるものとみられる。郡・郷名は押印されたものがほとんどで、創建期のものとみられることは前に述べた通りであるが、それに対してこれは例外的なものであり、また時期についても明かでない。修理用のものとすれば、この段階でも碓氷郡では郷を単位とすることが行われていたことになり、多胡郡が個人単位であるのと状況を異にすることになる。この碓氷郡では創建期に石上部君諸弟が国分寺の建立に大きな役割を果たしたことは既に述べた通りであるが、勢多郡が郡を単位としたのと同様に、ここでも律令地方行政区分によった体制が組まれていたと推測することができる。

これまでに出土した文字瓦をみると、創建期のものは主に東毛から中毛の諸郡に関係しており、個人名が書かれた例は知られていない。これに対して修理用の瓦は主に西毛の郡に関わるものであり、個人名の書かれた例が多く見られることに大きな違いがある。こうした違いの意味については、窯跡の調査が進んでいないこともあってまだ十分な検討が行

われていない段階であるが、前者が建前はどうであっても実態は行政区単位の負担によるものである可能性が濃厚であるのに対して、後者は個人の知識にもとづく資進である可能性が強い。こうして上野国分寺は知識に結ばれた人々によって支えられたとみることができるが、それは同時に具体的行為を通して地域に仏教を根付かせることでもあったとみることができるのではないだろうか。

緑野寺の活動

それを想定させるのが緑野郡に在った緑野寺（現在の多野郡鬼石町浄法寺に在る浄法寺がその後身）の活動である。この寺院は奈良時代の終わり頃に鑑真の高弟である道忠によって開基されたと伝えられ、弘仁６年（815）には既に一切経を備え持っていたことが知られている。それに同８年に最澄が東国に来た時には、ここで法華経の長講を行いそれには９万余人が集まったとされるように、国分二寺とは違った意味で上野国における仏教活動の中心の１つであった。それは民衆の仏教活動に基盤を置いたものと考えられ、その中心となっていたのは道忠の弟子である教興であった。そして承和元年（834）５月には相模・上総・上野など坂東６ケ国の国司に対して一切経の書写が銘じられたが、その経本は緑野寺にあると記録されている（『続日本後紀』）。同６年（839）３月にも坂東７ケ国で一切経の書写が行われたが、こうした作業はそれぞれの国分寺で実施されたとの見方も出されている。このような坂東諸国でも唯一つ3000巻以上に及ぶ一切経を備えた寺院の活動を支えたのはどの様な人々であったのか。そこで注目されるのが国分寺跡から出土する瓦との関連である。創建期に使われた瓦が、緑野郡と隣接する多胡郡でも生産された可能性は第８節で述べられているが、それに引き続く修理用の瓦の主な生産地がこの地域であったことも

緑野郡と国分寺

明らかにされている。つまりこの地域は瓦の生産を通して長期間にわたり国分寺とつながりをもっていたのであり、それには多数の人々が関わっていたとみられるのである。こうした具体的な行為を通して仏教に親しんだ人々を、道忠のような仏者がまとめて地域に根づかせ、その拠点として造られたのが緑野寺でなかったかと推考するのである。国分寺の建立と経営に関わりをもった人々は多数にのぼったことは間違いないが、そうした人々がただ消え去ってしまったとは考え難い。国分寺用の瓦の生産活動と緑野寺の活動とを考え合わせると、以上のような流れを想定することもあながち無理ではないであろう。

第７節　上野国分寺の衰退

築垣の崩壊

南辺築垣の調査で、その基部を掘り込むようにして２軒の竪穴式住居ＳＪ21・22が造られているのが検出された。築垣の本体の部分は完全に崩壊して無くなっており基部も上面が削られた状態であったが、住居はこれを掘り込んで造られていた。この住居は11世紀前期から中期のもので、これらの覆土の上には、天仁元年（1108）の浅間山の噴火の際に堆積した浅間Ｂ軽石層があった。東大門推定地の近くでもこれと同じ様に竪穴式住居が造られていた状況が確認されている。こうしたことから築垣は11世紀初期には既に全壊の状態となっており、その上に一般の住居が造られるようになっていたことが明かとなった。さらにそれらの覆土の上に浅間Ｂ軽石層が堆積していることからみて、築垣はその後も再建されなかったものと判断できる。これは僧寺・尼寺中間地域遺跡の調査で検出されたこの時期の竪穴式住居跡から、多量の国分寺瓦と塔の基壇化粧と同質の角閃石安山岩切石が出土しており、外部からの侵入と資材の持ち出しが易くできる状態であったことからも裏

付けられる。ただこの時期の住居が在るのは、寺域の南外側と築垣の近辺に限られており、塔や金堂などがある伽藍の中心部では見つかっていない。その塔の近くでは、東側から南側にかけての生活面上に大型の瓦片が密集して堆積しており、その上には瓦包含層が、さらにその上に浅間B軽石層があるのが検出された。この状況から11世紀代には塔も瓦が崩落し、周辺に散らばった瓦が放置される状態になっていたことが分かる。こうした検出状況からみると、11世紀初期には既に周縁部は壊滅状態になっていたのに対し、中央部はある程度は姿が保たれていたものの、そこも次第に荒廃が進みつつあったと推定することができる。

国分二寺については創建期に限らず、その変遷のようすを具体的に書きとどめた史料はほとんど残っていない。そうした中にあって上野国分寺については、例外的と言ってよい程まとまった記録が残されている。それは「上野国交替実録帳」（以下、実録帳と略す）と通称される文書である。その中の国分寺に関係する記事から衰退のようすをみてみる。

「上野国交替実録帳」

これは長元3年（1030）の国司交替に際して作られた不与解由状の下書き文書で、国司が管理すべきもののうち、破損しているものと無実つまり既に無くなっているものとを報告しており、その各々について該当するものが箇条書きされている。国分二寺については4番目の大項目である「国分二寺諸定額寺仏像経論資財雑具堂塔雑舎並府院諸郡官舎破損無実事」の筆頭に、金光明寺（国分僧寺）のことが掲げられている。金光明寺項は既に散逸した部分もあって不完全な形であるが、3通分あることが分かる。このうち「破損」の部分は完存しており、仏像・資財や建造物の一つ一つについて、先ず前回の交替の時に記録された破損の状況を掲げ、それと現在の状況とを比較する形で記録がなされている。「無実」は後半に欠失している部分があるが、築垣や南大門などの建造物と寺の財物の一つ一つについて、前回の交替の際に無実であったこと、それが現在も同様であることを確認する形がとられている。このような形式がとられていることから、国司が任期中にどれだけ職務を遂行したかを評価するのに、前任の国司との交替時点、つまり当人がその職務を引き継いだ時点での状況が記された文書を基準として、それと現在の状況との比較が行われていたことが分かった。

金光明寺についての記録

全体の構成を検討してみると、この後に続く定額寺項の中で、原文に「長和三年交替日記云」とある年号の部分が「同前」と書き改められているような例が見られる。これは長元3年の交替からみて前々々回の交替に当たる長和3年（1015）の交替の記録であることを意味し、それに続いて書かれている「今検同前」は前々回の交替の際の点検であることが分かる。つまりこの下書きは2回前の交替の際の文書を原稿として作られているのである。そのような文書が作成された過程を踏まえて内容を見ていくと、金光明寺項の記事からは長和3年から長元3年の16年間の変化の様子を読み取ることができる。その金光明寺項に記載されている内容の順に従って、国分寺の様相をみてみる。また金光明寺項以外にも国分二寺に関する記載がいくつか見られるので、これについても取り上げておく。

(1) 仏像　破損の中に16体の仏像の状態が書かれている。本尊仏である丈六釈迦仏と左脇士の普賢菩薩、右脇士の文殊師利菩薩の三尊仏は、本体の押金の剝落、光背や蓮華座の傷みがあるものの健全な姿を保っていたようである。四天王や毘頭盧・吉祥天・毘沙門天

仏像の破損

などは、手が無くなっていたり持物が破損した状態であった。また丈六十一面観音像は長保３年（1001）５月19日の官符にもとづいて前前国司の平朝臣重義が造り金堂に安置したものであると書かれていることから、これより前に掲げられている11体は金堂に在ったことが分かり、仏像が比較的健全であることからみて、金堂もまだかなり健全な状態を保っていたとみることができる。それはまたこの時点では、上野国分寺の機能がある程度は維持されていたことを物語っている。

築垣の無実　(2) 築垣　無実の初めに「築垣壹廻　四面貳町　長参佰貳丈壹尺」と記載されている。これが国分寺の寺域の規模を示す唯一の史料であることと、現地の地形がこれに近い状態であることから、上野国分寺の寺域は「二町四方」である推定された。そしてこれが全国の国分寺の標準的な規模を示すものと考えられたこともあった。しかしその後に続けて書かれている長さの記載を見ると、１辺の長さは２町で４辺の合計の長さが８町とすると、１町＝360尺であるから360尺×８町＝2,880尺＝288丈となり、ここで302.1丈とされているのと違っている。従って単純に「二町四方」とすることには問題がある。それは調査によって明らかにされたように、寺域の南辺は金堂中心から測った場合に最短部は１町の位置に当たるが、最長部はそれより約14m長い位置にあること、南辺と西辺は屈曲していて寺域は２町四方の方形ではなかったことに関係するものと見ることができる。ただしそれでもこの数値と完全には一致しない。築垣の個所には前回の万寿元年（1024）の交替の時には既に無実であったことが記録されている。この記事の具体的な様相は、前に述べた南辺築垣が崩壊した跡に竪穴式住居が造られていたことで確認された。

南大門の無実　(3) 南大門　無実の中に「南大門」について「長伍丈捌尺　廣壹丈伍尺　高壹丈参尺」とその寸法が記載されている。東・西大門も無実となっていたが、北大門については記載が無い。国分寺の正門である南大門が無実となっていたことは、築垣が全壊していたのと合わせて、寺域の周縁部分は既に壊滅の状態にあったとみてよいであろう。ところで発掘調査で南大門の「廣」（奥行）は２丈１尺であることが分かり、実際は記事の内容と違っていた。この違いが生じた確かな理由は明かでないが、可能性の１つとして次のように考えることができるのではないだろうか。つまり国司の勤務成績を調べるのに当たって、まだ実体がある破損に書かれている寸法は本来の姿を確認する上で意味をもっているが、実体を確認することが不可能な無実となったものに書かれた法量は事実上意味をもっていないということである。そうした理由から、本来の正確な数値が誤ったまま書き継がれた可能性があるのではないだろうか。実録帳が前回あるいは前前回の文書を原稿にして作成されていることをみると、そのように考えることもあながち無理ではないようである。

僧房の無実　(4) 僧房　無実の中に「萱葺僧房壹宇　長拾伍丈　廣貳丈　高柒尺」とある。これも前回の交替の万寿元年には既に無くなっていたことが分かる。国分（僧）寺の僧の定数は20名であり、また讃岐国分寺の例と較べてもこの規模では狭過ぎるようであり、高さが７尺というのもかなり低く、また屋根が萱葺であるのも国家事業で建立された主要な建物の１つとしては貧弱な感じを受ける。創建時のものが規模を縮小して建て替えられたものか、あるいはこれ以外にまだ現存している僧房があったのか、さらにまた無実であるため記載が不正確であるといった可能性も考えられるが、そのどれに当たるかは決め難い。

(5) 倉　破損の中に「板倉壹宇　東　長二丈五尺　廣二丈　高二丈」が記されている。これは「同前日記云」で「草葺己指辰巳角傾寄、所所破損」とあつて、前回の交替の時に既に破損していたものである。「東」が築垣で囲まれた内部の東寄りという意味であるのか、あるいはその東外側を指しているのかは不明である。またこの倉に何が収納されていたかは記載されていないが、高さが約6mあることから高床式の大型の倉庫であったとみられる。これが破損し傾いたまま放置されていたわけであるが、傾いた方向まで記載されている点に、この文書本来の現状を把握する態度の厳しさの一端をみることができる。今回の調査では、これに該当する遺構は確認されなかった。

倉の破損

(6) 大衆院　無実の中に「大衆院」があり、その内訳として「仮屋壹宇　同前日記云、件雑舎無実者、今件同前」と書かれている。経営用の施設の1つで多くの人が集まる大衆院には、政所屋・大炊屋・酒屋・雑屋・地子倉・資財倉といった建物があり、築垣の外に設けられていたとみられるが、こうした施設の中にも既に無くなったまま放置されているものがあったことが分かる。これに該当する遺構は確認されていない。

大衆院仮屋の無実

(7) 寺田　国分二寺に関する記載の末部に、僧寺または尼寺の寺田についての記載と推定できる「群馬郡　小野郷参町玖段　井出郷弐拾参町伍段　八木郷肆町肆段　上郊郷捌町伍段」が書かれている。この4つの郷は、いずれも国分二寺が建立された群馬郡に属するものである。記載されている寺田の面積の合計は40.3町になるが、これも恐らく無実となっていたものであろう。経営の財政基盤が揺るいでいるわけであるが、第6節であげた天慶2年2月15日の太政官符がいっている修理費用の減少あるいは滅失といった事態を示すものである。ほかの寺田のようすは不明であるが、所在地の群馬郡に寺田が設置されていたことは、この郡の歴史的性格を反映しているものとみることができる。

寺田

(8) 宝蔵　定額寺項の慈廣寺の無実の中に「納袈裟壹条　同前日記云、天慶六年八月九日運納国分寺宝蔵者」との記載がある。慈廣寺は他の史料には見えず、どこにあったのか、また現在知られている古代の寺院跡のどれに当たるのかについてもまだ明かでないが、定額寺の寺格を与えられていることからみて上野国内でも有力な寺院であったことは間違いない。これによって国分寺（金光明寺）には宝蔵があったことが分かるのと同時に、地方の官寺である国分寺と有力な私寺である定額寺との関連を示すものとしても注目される記事である。これに該当する遺構は確認されていない。

宝蔵の存在

(9) 度縁戒牒　5番目の大項目である「国庫納仏経僧尼度縁戒牒破損無実事」の中に度縁戒牒項がある。ここに無実として「度縁参拾枚」・「戒牒参拾枚」・「□□（省符）参拾枚」があり、その内訳としていずれにも「僧弐拾口料弐拾枚　尼拾口料拾枚」と書かれている。国府で保管している僧20名・尼10名分の3種の書類が既に無くなっているわけであるが、この数は国分二寺の僧尼の定数と同じである。承和11年（844）11月15日の太政官符（『類聚三代格』）によると、国分二寺の僧尼に関する度縁戒牒は国庫で保管し、僧尼が死亡した場合に太政官に進上することとされた。この規則と数の一致から、この記事は国分二寺の僧尼のものと判断してよいであろう。国分二寺の活動の実行者である僧尼の立場を確かなものとし、その権威を維持していくために、厳正に管理されるべき書類が無くなったまま放置されているということは、僧尼の任用や管理自体が弛緩していたことを物語っている。

度縁戒牒の無実

このことはその住まいである僧房が無実のままとなっていたことと無関係ではなく、国分二寺が果たすべき本来の機能が円滑にはいっていなかったものと推測できる。この記事は国分二寺はそれ単独であるものでなく、国府を中心とする政治活動と表裏一体の関係にあったことをよく示している。

新任国司と前任国司の問答

(10)　勘陳問答　金光明寺項を含む大項目の末部に、その内容をめぐって新任の国司である藤原朝臣良任の勘問と、それに対する前任の国司である藤原朝臣家業の陳答とが載せられている。それを見ると良任が国分二寺などの破損と無実について尋ねたのに対し、家業は国分二寺などの仏像・経論・資財・雑具・堂塔・雑舎の破損と無実は「是非當任之懈怠、徃代之損□□、具由注載代代不与解由状・度度検交替使実録帳言上先了」と弁明をしている。つまりこうした破損と無実は以前からのものであって、そのことは代代の不与解由状などに記録されており、私の怠慢によるものでないことは明かであり、従って責任もありません、という主張である。このように実録帳にみえる勘陳問答のほとんどに前任国司が責任を問われた時の弁明が載っているが、それがこのような一定の形式で書かれている。

前任国司の弁明

この背景を考えてみると、破損が生じた時点で直ちに管理責任者である国司が修理をするなり新たに造り直すべしという規則はなかなか守られず、それが一旦見逃されて既成事実となってしまうと、後任国司はそれは代々の国司の責任であると主張して、それについては免責されるようになっていった経過が想像できる。このような免責弁明文が定式化しているということは、事態を改善するための規則が実質的には無意味なものになっており、破損と無実の進行に対して政府は根本的な打開策を持っていなかったことを物語るものである。しかも実録帳では前回の文言が今回もそのまま踏襲されるといった事態もみられるのであり、こうした責任の追求と回避のやり取りは、実効力をもっておらず、形式に過ぎないものとなっていたことが分かる。その一方で前司の家業は、金堂や講堂の仏像が破損したままであるのに対して、色塗りをしたり新たに造ったりした実績を強調している。本文を見ると列記されている仏像の中に墨線で囲む印のつけられているものがあり、これらが修理されたものと推定できる。実際それらの仏像の以前の状況を見ると、御手や持物が無くなっていたり採色が無くなっていたものである。この勘陳問答では10分の２・３を修理することが言われているが、それは長保４年（1002）10月９日の宣旨（『政事要略』）で、

10分の２，３の修理

国分二寺などの破損について、任期中にその10分の２・３を修理すれば一応責任が果たされたものと見なすことが定められたことを指している。破損が進行してもはや原則を守ることは絶望的となっていたことが推測できるが、政府の意図とは裏腹にこのような規定が国司の免責の口実とされて、状況をさらに悪化させる原因となっていたことは容易に想像できる。

想　像　図

こうした遺構の状況と史料の解釈とから、11世紀前期の国分（僧）寺の姿を推定して描いたのが図163である。

図163　衰退期の上野国分（僧）寺想像図（加藤康子氏作成）

第8節　瓦からみた上野国分寺

これまで検出された遺構と出土した文字瓦、それに残っていた史料とから国分寺の姿と地域との関わり合いをみてきた。本節ではそれを出土した軒瓦を中心にみていく。

第Ⅶ章第1節で述べたように上野国分寺の瓦は非常に豊かな内容をもっており、内包する問題も多岐にわたる。こうした瓦の様相のそれぞれに対する歴史的意義の評価を行うに当たっては、国分寺の瓦の様相のみならず上野国全域の瓦の様相の検討を行わなければならない。しかし県内の瓦研究の現状は、既に述べたようにまだ十分とは言えない状況であり、明らかにしなければならない課題が多く残っている。そのため全体にわたって詳細に論じることは困難であるため、ここでは出土した資料から推定できる様相の紹介と問題点の指摘を中心に述べていく。

1　軒瓦の出土状況

上野国分寺跡は遺構の残存状況が比較的悪く、良好な出土状況にある遺物は少なかった。瓦についていえば、国分寺に関わる遺構にともなって出土した例は金堂基壇築土中から出土したものを除いてほとんどなく、大部分が表土や堆積土など後世の攪乱を受けた土層の中からの出土である。このため出土した瓦は、それが本来使用されていた場所から大きく移動している可能性も考えられる。実際に接合資料の出土場所を見てみると、図180のようにかなり離れているものがあり、また国分僧寺尼寺中間地域遺跡では、国分寺で使用されていたと考えられる瓦が多量に出土している。こうしたことを考慮すると、瓦の平面的な出土状況から当時の建物に葺かれていた瓦を復元するのは、かなり危険であると言わなければならない。しかし瓦が多く出土するのは塔・金堂・南大門といった大型建物の周辺にほぼ限られること、出土位置に著しい偏りをみせる瓦があること（例えばE102やE103は多数が出土しているにもかかわらず、それぞれ約80%・90%が塔付近から出土している）などの事実から、各建物跡の周囲における瓦の出土状況は、当時の使用状況（主に廃絶時の状況を示す）をある程度は反映していると考えることができる。特に塔・金堂・南大門の三者に限って言えば、いずれも大型の建物でしかも相互の距離が離れているため、後世の攪乱によって瓦が混じり合い、それぞれの特徴が摑めなくなってしまうという可能性はかなり少ないとみられる。従って発掘調査によって知ることのできる平面的な出土状況から、塔・金堂・南大門の屋根瓦を復元することは、ある程度の根拠をもつとみてよいであろう。ただし金堂には回廊や講堂の、南大門には南辺築垣の瓦が混じっている可能性があるため、細部についてはなお注意が必要である。

接合関係

使用状況を反映

軒瓦の種類別の出土数は表56および表57の通りである。地区別であげたのは、356ページで示したように以下の4地区である。

地区別

塔地区＝第19次・35次調査区

金堂地区＝第25次調査区

南大門地区＝第23次調査区（東調査区は除く）

金堂東南の瓦溜＝第15および15トレンチ拡張区で発掘

これらの出土場所で注意しなければならないのは、塔地区における瓦の集中度の高さである。表56・57で明かなように塔地区からは全体の約50%の軒瓦が出土している。従って

軒瓦各種類のうち50%を大きく越えるような集中度のものでなければ、塔地区に「集中」的に使われているとは言えない。このように塔・金堂・南大門の出土数に著しい違いが生じた要因は、発掘面積の広狭、遺構の残存度の違いもあるであろうが、やはり建物の大きさの違いを反映したものとみることができるであろう。上野国分寺の金堂と南大門は図162で描いたように単層であった可能性が強く、軒瓦の使用はさほど多くなかったと考えられる。このため、特に南大門においては南辺築垣の瓦が混じる比率が高いことが想定され、注意を要する。

金堂基壇築土中出土の瓦

これら以外で特に重要なのは、金堂基壇築土中出土の瓦である。それについては既に関口功一氏の報告（「上野国分僧寺金堂基壇中出土瓦について」「東国史論」1　1986年）があるが、出土している軒瓦は4種類であり、それぞれの特徴を簡単にまとめると次のようになる（図164参照）。

軒丸瓦　B107　3片出土。互いに接合する。PL54－2に示した個体である。

B201a　1片出土。くすべ焼成で、周縁の幅は約3㎜と極端に狭い。文様は非常にはっきりしており、蓮子は小さい。これらの特徴は153ページで述べたように、B201の中でも早い段階の生産品にみられるものである。

軒平瓦　NH301　2片出土。右端の破片が1片あるが、笵キズはない。

P001　4（接合すると3）片出土。いずれもくすべ焼成。右端付近の破片があるが、笵キズはまだ生じていないものであり、やはり初期の生産品と思われる。

2　軒瓦の組み合せと変遷

(1)　組み合せ

組み合せ

軒瓦の組み合せは、その種類が非常に多いことや良好な一括資料に恵まれなかったこともあって、明確に把握することが困難である。そうした事情から、瓦窯跡や瓦の様相が単

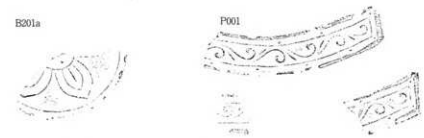

図164　金堂基壇築土中出土の軒瓦　1／4

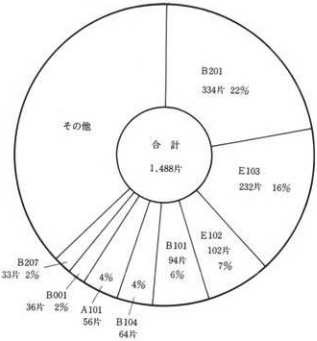

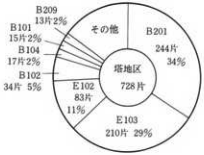

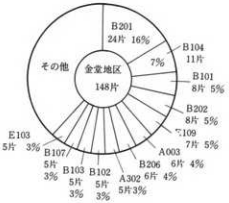

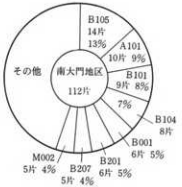

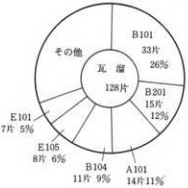

表56　軒丸瓦種類別の出土比率

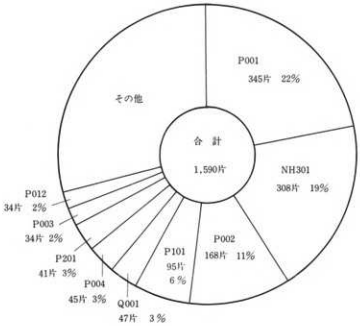

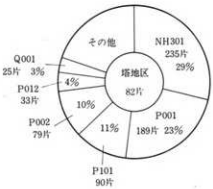

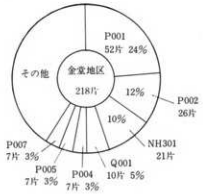

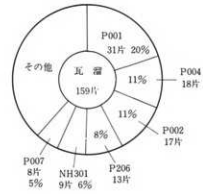

表57　軒平瓦種類別の出土比率

純な中小の寺院跡の調査・研究が進まなければ、確実な根拠をもって組み合せを把握することは不可能であると言わざるを得ない。その中にあって現状である程度の根拠があり、組み合う可能性の強いものは図165の通りである。以下その根拠となる点について述べていく。

B201－P001の組み合せ

(イ)　B201－P001の組み合せは、ともに鹿ノ川窯跡から出土しているものである。この瓦窯跡では軒瓦はこの2種類しか見られないないため、この両者が組み合わされて生産されていたものと考えられる。また新田郡内の寺井廃寺跡・台之原廃寺跡・源六堰遺跡などでこの両者が共伴して出土しており、この組み合わせの妥当性を裏づける。国分寺でもこの両者の出土数は共に最多であり、両者の組み合せは確実であると判断できる。

B207－P004の組み合せ

(ロ)　B207－P004は、藤岡市金山瓦窯跡の発掘で、ともに2号窯跡から出土している。

B101・102－P002の組み合せ

(ハ)　B101・B102－P002の組み合せは、山際窯跡で表採され、上植木廃寺跡でもともに出土している。山際窯跡ではいくつかの笵種が表採されているので、それのみでは組み合せを確定できないが、国分寺における出土数を考慮に入れれば、この3者は組み合うものとみてほぼ間違いない。軒丸瓦2種に対して軒平瓦1種を当てたのは、国分寺跡からの出土数が非常にアンバランスなためである。またここでB203を入れなかったのは、B203はB201を、P002はP001を祖形にしていることは確実だが、P002の退化傾向に比べ、B203が非常に整った文様をもっているためである。しかし上植木廃寺跡ではB203と組み合う可能性のある軒平瓦がP002以外にはほとんど出土していないので、これもP002と組み合う可能性は残されている。

E103－NH301の組み合せ

(ニ)　E103－NH301の組み合せは確実な根拠に乏しい。国分寺ではともにB201、P001に次ぐ出土数であり、これ以外に匹敵する数が出土しているものはないこと、胎土・焼成・色調などがよく似ていること、両者とも塔地区から多く出土する（E103は232片中の210片で約90%が、NH301は308片中の235片で約76%が集中している）ことなどがその根拠である。技法的にはE103が印籠つぎ、NH301が桶巻作りと、両者とも上野国内では古い要素をもっており、この組み合せの可能性を裏づける。また国分寺の軒丸瓦の中では3番目に出土量が多いE102は、組み合う軒平瓦が判明せず、これもNH 301の一部と組み合せになる可能性がある。

組み合う可能性が強いものは以上の4組のみである。この中には1対1に対応しないものがあるが、大量の瓦を連続的に生産する場合にはそのような現象も生じたのではないだろうか。国分寺のように大量の瓦を必要とする場合、各瓦窯ではいくつか笵を替えて生産が続けられたものと思われるが、例えば軒丸瓦の笵が損壊したからといって、軒平瓦の笵まで同時に作り替えるとは考え難いからである。また瓦窯によっては、丸－平の比率が非常に偏った状態で生産していた可能性も皆無とは言えないであろう。この他、胎土・焼成の類似や文様のモチーフの類似などを根拠に組み合わせを推定できるものもいくつかあるが、どれも明確な根拠には乏しいものであり、今後さらに調査・研究を進める必要がある。

編　　年

(2)　編　年

編年についても新しい知見を付け加えることはほとんどできず、これまでに示された須田氏による編年案（「群馬県における古代軒瓦の変遷」『入谷遺跡』　1981年、「上植木寺院跡の軒瓦の型式分類」「伊勢崎市史研究」3　1985年など）を大きく改めるまでには至らな

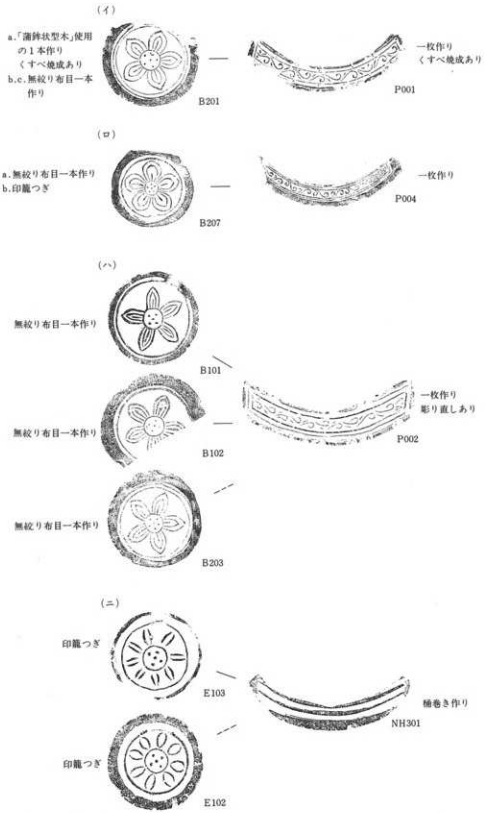

図165　軒瓦の組み合わせ

期　区　分

かった。ただ金堂基壇築土中からかなりの数の瓦が発見されたことにより、国分寺創建期の様相を考える資料は増加したと言える。

国分寺の瓦は大きく次の3期に分けて考えることができる。

Ⅰ期　国分寺創建期以前に生産された瓦（7世紀後半～8世紀前半）

Ⅱ期　創建期の瓦（天平13年頃～8世紀後半）

Ⅲ期　修造期の瓦（8世紀末～）

この3期区分では特にⅢ期が長くなり、多くの種類の瓦が含まれてしまうが、これはⅢ期に分類できる瓦には文様・技法の上で明確な画期が認められないためであり、また遺構の検出状況からも大きな建て替えや修理が行われた痕跡を確認できず、明確な画期を見い出すことができないためである。従って明確な根拠が得られないまで細分を試みてもさほど意味がないと考えられるため、ここでは創建期以後と考えられる瓦については修造期として一つにまとめた次第である。また、ここで創建期とするのは、ほぼ主要堂塔が完成した時期までを想定した。国分寺のような大寺院は完成まで長期間を必要とするため、門や築垣など周囲の施設が造り始められる頃には、かなり新しく位置づけるべき瓦が使われた可能性があるが、上野国分寺では築垣などの残存状況が悪く、瓦の様相が十分には把握できない。そのため瓦によって全ての建物の創建期の状況を把握するのは困難あり、混乱を避ける意味で上記のような限定をした。従ってここでは創建期をやや短めにとっている可能性があり、実際にはⅢ期に分類したものでもその初めの頃のものには、広い意味での創建期の中に含まれる可能性のものがある。表58に見られるように、南大門地区においてⅢ期に分類できる瓦の比率が高いのは、建て替えや南辺築垣の瓦が混じっているであろうこととともに、このような事情によるものとみられる。

Ⅰ期の様相

Ⅰ期は国分寺創建期と考えられるB201－P001、E103－NH301の組み合せ以前に位置づけられる瓦である。これには軒丸瓦で寺井廃寺の創建瓦である面違鋸歯文縁複弁8葉蓮華文（K002）や雑木味遺跡などと同笵の複弁6葉蓮華文（J001）、軒平瓦でロクロ型挽き重弧文の一群（NRの系統）などが含まれる。上植木廃寺－間野谷遺跡系といわれるE001やH001もⅠ期に分類されるものであろう。それはその両者に共通のB－1技法（瓦当裏面に絞り目のある布目をもつ一本作り）は、上野国内では上植木廃寺の創建瓦の直後に位置づけられる単弁8葉軒丸瓦（須田氏006型式）が初現と考えられ（須田氏「上植木寺院跡の軒瓦の型式分類」「伊勢崎市史研究」3　1985年）、また国分寺創建以後に編年される瓦を見ると、B－1技法は1種類（B202a）にしか見られず、それ以後はB－2技法（瓦当裏面に絞り目のない布目をもつ一本作り）が主流になる考えられることから、B－1技法は基本的には国分寺創建期以前の技法であるとすることができるからである。ただしB202aのように国分寺創建期の瓦にも同じ技法のものがあることは、その生産時期が非常に近接していたことを思わせる。従ってE001とH001はⅠ期の中でもⅡ期に近い頃、あるいは一部重なる頃に位置づけられるものであろう。E001とH001とに組み合う軒平瓦は明確ではない。間野谷遺跡では飛雲文（Q001）や、P202によく似たものが表採されているが、これらは桶巻作りではなく一枚作りによっている。一枚作りが国分寺創建期以前に既に行われていたかどうかは大きな問題であり、表採品のみによって判断することはできない。今

後、間野谷遺跡出土瓦の詳細な検討が必要なところである。ここではこれらの軒平瓦はII期の初め頃に分類しておくことにする。また、上植木廃寺跡からも出土するV001は、E001と同様に竹管による連珠文をもつことから、それと組み合う可能性がある。これは間野谷遺跡の製品である可能性が強いが、一枚作りであると思われるため、やはりII期の初めに分類しておく。

II期の様相　上野国分寺式軒瓦

創建期であるII期には、B201とそれを祖形とする一群の軒丸瓦（従来から「上野国寺式」、「国分寺創建統一意匠」等と呼ばれてきたもの）、およびP001とそれを祖形とする多くの唐草文軒平瓦、そしてE1系の軒丸瓦とNH301などの重弧・重廓文の軒平瓦が含まれる。ここでB201を祖形とし、ひとつのまとまりをなしていると判断できる軒丸瓦は、次の条件を満たすものに限っている。

①文様は隆線によって表わされていること。
②単弁5葉であること。
③蓮弁は子葉のある二重蓮弁であること。
④中房は1本の圏線で表わされ、蓮子は1＋5ないし1＋4であること。

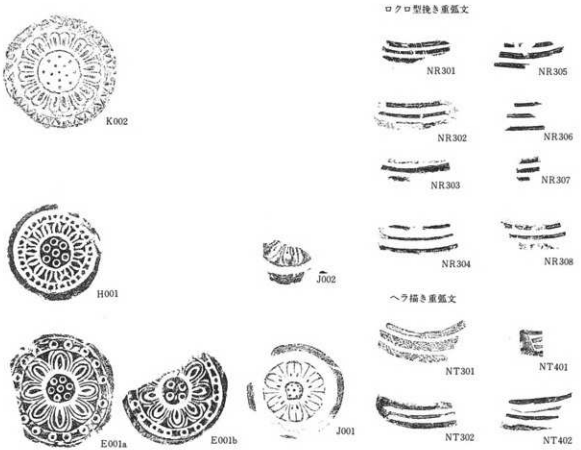

図166　I期の軒丸瓦・軒平瓦（軒丸瓦のみ上→下＝古→新）

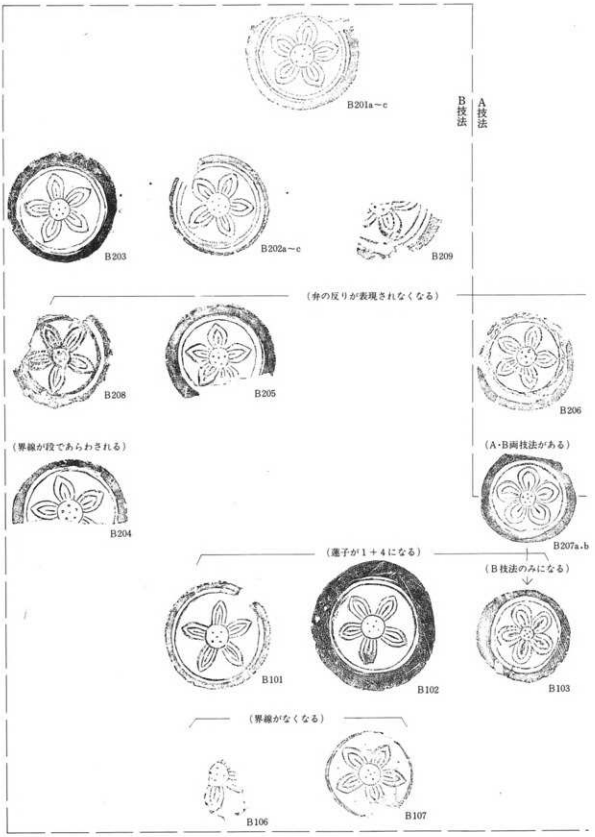
B201a～c
B技法
A技法
B203
B202a～c
B209
（舟の反りが表現されなくなる）
B208
B205
B206
（界線が段であらわされる）
（A・B両技法がある）
B204
B207a.b
（蓮子が1＋4になる）
（B技法のみになる）
B101
B102
B103
（界線がなくなる）
B106
B107

図167　Ⅱ期の軒丸瓦

E103

E102

E101

E109

（弁区中央の盛り上がりがなくなる）

B210

E105

E108

（B－2技法になる）

（界線がなくなる）

E107

E106

E104

（新旧関係は
上→下＝古→新）

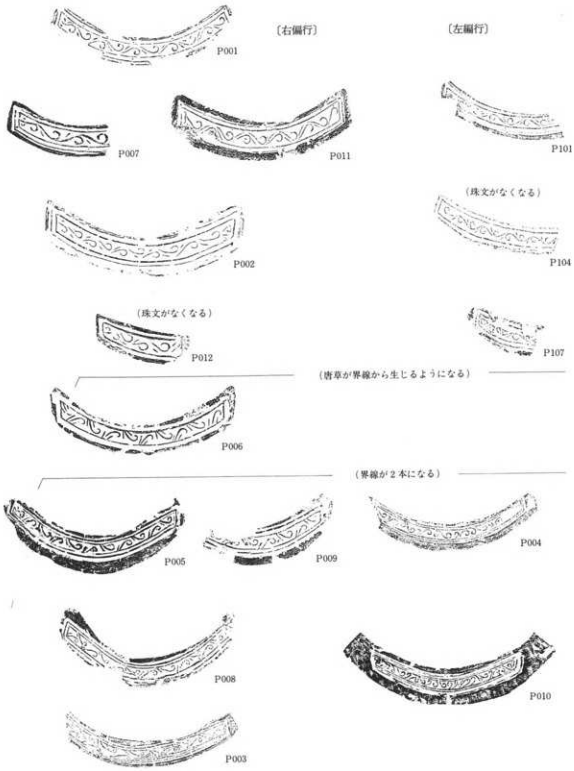
〔右偏行〕
〔左偏行〕
P001
P007
P011
P101
（珠文がなくなる）
P002
P104
（珠文がなくなる）
P012
P107
（唐草が界線から生じるようになる）
P006
（界線が２本になる）
P005
P009
P004
P008
P010
P003

図168　Ⅱ期の軒平瓦

NH301

V001

P202

NH303　NH304

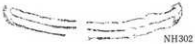
NH302

Q001

P106

NH402

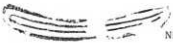
NH401

NH501

P102

(P0、P1の新旧関係は
上→下＝古→新)

⑤界線は1本か、あるいは無く、周縁は無文であること。

以上の条件を満たすのは、以下の15種類である。

B101・B102・B103・B106・B107

B201・B202・B203・B204・B205・B206・B207・B208・B209・B210

B201の特色　これらのうち最も古いものがB201であることは、文様が最も整っていることと出土数の多さから間違いないと思われる。これまでも述べてきたように、この瓦は国分寺からの出土数が最も多く、しかも多くの種類の瓦の祖形になっていることから、古くから上野国分寺の創建瓦とされてきた。それが今回の調査で金堂基壇築土中から発見されたことにより、少なくとも金堂創建以前には遡ることが層位的に明かとなった。これら15種類の編年案は図167のようになり、その根拠は図中に示した通りである。

以上の15種類の軒丸瓦の全てが創建期に生産されていたことは、最も退化傾向にあるB107がやはり金堂基壇築土中から出土していることから明らかである。国分寺の建立が始められて金堂の基壇が造り始められるまでのわずかな間には、いくつかの瓦窯において既にこれだけの種類の瓦が作られていたのである。従ってこの編年案は文様・技法からみた場合このような変遷が想定できることを示したのみで、実際の生産時期は相互に大きく重複していたものと考えられ、種類によっては時期が若干前後する可能性もある。

これらに組み合う軒平瓦は正確には把握が難しいが、B201にはP001が、B207にはP004が、B101・B102・(B203) にはP002が組み合うと考えられることから、偏行唐草文の大部分が入るものと思われる。その範囲は明確にし難いが、退化傾向の著しいP103とP105以外の偏行唐草文をその中に含めることにする。このうちP006は、鬼瓦A・B類の文様の中によく似た唐草文が見られ、それが鬼瓦の中でも最も多く出土しているものであることから創建期であることが想定されるものであるが、現在のところその生産瓦窯は判明していない。軒平瓦の編年は指標となるものが少ないため困難であるが、外区の珠文があるものから無いものへ、界線が1本から2本へという傾向があると思われることと、P003のように唐草の各単位が界線から生じるものの方が文様が退化傾向にあることなどから、図168のような変遷を示すものとみられる。これも軒丸瓦と同様に、実際には混在して生産されていたものと考えられる。

E1系軒丸瓦の特色　E1系の軒丸瓦は、文様を見るとかなり時代の下がるものという印象を受けるが、それをⅡ期に分類したのは、E103に組み合うと考えられるNH301に分類できる軒平瓦が金堂基壇築土中から出土していることによる。またE1系の中で最も多く出土するE103とNH301、およびE102を考えた場合、

①出土数が非常に多く創建期にふさわしい。

②最も早く造立されたと考えられる塔からの出土が大部分を占める。

③軒丸瓦が印籠つぎ、軒平瓦が桶巻作りによっており、技法の流れからも古く考えた方が自然である。

という特徴があり、これらもⅡ期に分類する根拠となる。ただしNH301以外のどの重弧・重廓文をⅡ期に分類するかは明らかにし難い。ここでは技法から、NH301以外の桶巻作りによると思われるものをⅠ期に、一枚作りによると思われるものをⅡ期に分類することに

したい。そうするとNH系はすべてII期に、その他のNR・NT系はI期に分類されることになる。E1系の軒丸瓦の編年案は図167の通りである。これは弁区の中央を盛り上げて花弁の反りを表現するものから、その盛り上がりがなくなるものへという変化を指標に大きく2つに分け、さらに蓮弁の退化傾向、界線の消失、B－2技法への変化を根拠にした。NH系は編年の根拠に乏しいが、より古いと思われるロクロ型挽き重弧文がすべて三重弧であることから、三重弧・重廓文から四重・五重へという傾向はあるものと思われる。それ以上の細分は現状では困難である。

III期の様相

III期には多くの種類の瓦が含まれるが、数量的にはどれも少なく、基本的には差替え用の瓦とみてよいであろう。これらは瓦窯跡の調査例が少なく層位的な根拠にも乏しいため、その前後関係は不明のものが多い。軒丸瓦の技法はその多くがB－2技法であり、一部にA技法（丸瓦を接合する技法）が残っている。従って技法・文様の上でも大きな画期は認められず、文様の退化傾向で編年せざるを得ないのが現状である。軒丸瓦は基本的に蓮子の数が1＋4→（0＋4）→1つのみ→その他、と変遷する傾向にあるものと思われ、それに技法も加味して作成したのが図169である。但しこの傾向に入らないものもあり、今後の資料の増加によって大幅な変更が生じる可能性もあり得る。このうち注目されるのは、実線でつないだ瓦群である。このグループは技法がすべてA技法であり、文様の上からも1つの系譜にあるものと思われ、しかもF001・M001・M002の3つは山王廃寺跡から出土ないし表採されている。また右端の2つは下野国分寺跡と同笵の瓦であるが、9世紀後半に築かれたと考えられている伽藍地区画築地塀の下層の溝から出土していることから、それ以前に比定されるものである（大橋泰夫氏御教示および栃木県教育委員会『下野国分寺跡』I～V）。軒平瓦についてはモチーフの種類が多く、ほとんどの新旧関係が不明確であり、

差し替え用

これまでもごく一部を除いて編年案が示されたことはなかった。このため今回はIII期に分類すべきものを図170にあげるにとどめた。このうちP201は、吉井町滝ノ前窯跡で9世紀末から10世紀前半の須恵器と共伴することが確かめられている（須田茂「吉井町滝ノ前窯跡の採集遺物とその性格」『群馬文化』220に発表予定）。

(3)　技法の変遷

2つの系統

上野国内の瓦が2つの系統で理解できることは、既に大江正行氏が「天代瓦窯跡の存在の意義をめぐって」（中之条町教育委員会『天代瓦窯遺跡』　1982年）の中で指摘されているところであるが、国分寺創建期以後についても東毛・西毛の2つの地域に分けて考えることができるようである。ここで東毛とは笠懸窯跡群を中心とした瓦窯跡を含み、大江氏による「上植木・雷電山系」の瓦が造られていた地域であり、西毛とは秋間、乗附、吉井・藤岡の各窯跡群を含み、同じく「山王・秋間系」の瓦が造られていた地域である。以下で国分寺に係わる軒瓦の技法の変遷を、やや模式的となるが概観してみる。生産地については、記述の都合上順番が逆になったが、「3生産地と同笵関係」を参照していただきたい。

東毛の様相

東毛地域における軒丸瓦の技法は、I期のうち白鳳期では雷電山窯跡の瓦や萩原窯跡産のK002に見られるように丸瓦接合系の技法であり、その後国分寺創建直前には先述のようにB－1技法が採られていた。それがII期になると、B－3技法を介してB－2技法に変化する。B－3技法はこの前後の一本作りと比較すると異質な技法であり、流れとしては

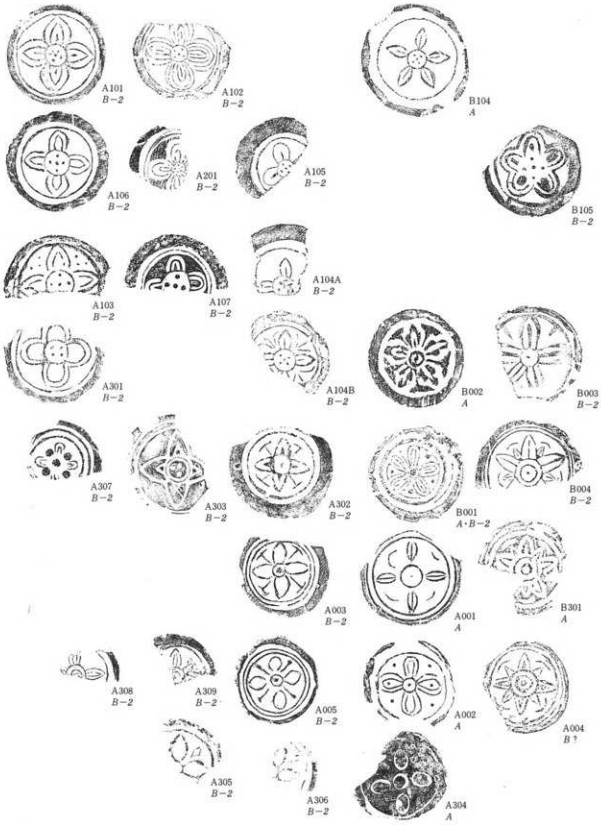
A101
B−2
A102
B−2
B104
A
A106
B−2
A201
B−2
A105
B−2
B105
B−2
A103
B−2
A107
B−2
A104A
B−2
A301
B−2
A104B
B−2
B002
A
B003
B−2
A307
B−2
A303
B−2
A302
B−2
B001
A·B−2
B004
B−2
A003
B−2
A001
A
B301
A
A308
B−2
A309
B−2
A005
B−2
A002
A
A004
B?
A305
B−2
A306
B−2
A304
A

図169 Ⅲ期の軒丸瓦

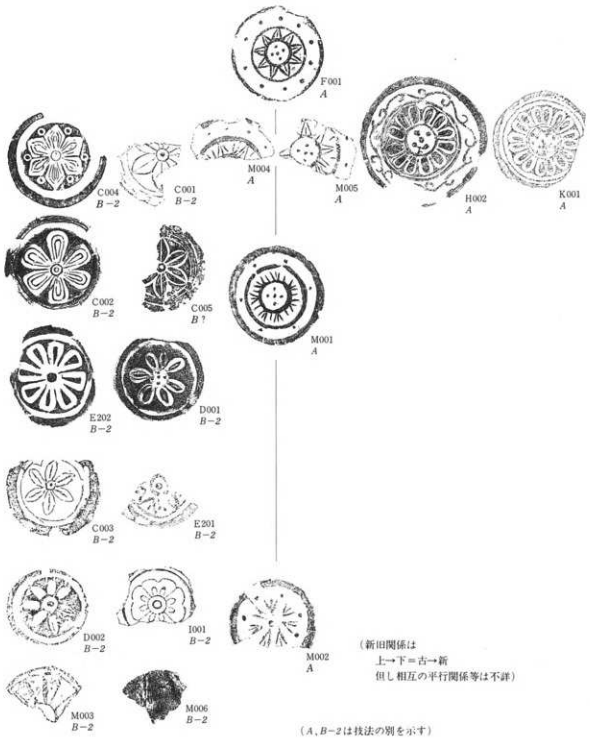

（新旧関係は
上→下＝古→新
但し 相互の平行関係等は不詳）

（A，B−2は技法の別を示す）

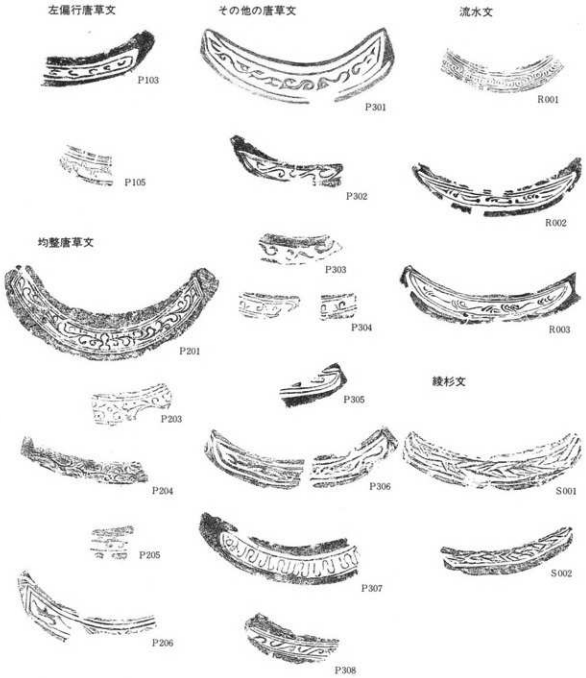
左偏行唐草文
その他の唐草文
流水文
P103
P301
R001
P105
P302
R002
均整唐草文
P303
P201
P304
R003
P305
綾杉文
P203
P204
P306
S001
P205
P307
S002
P206
P308

図170　Ⅲ期の軒平瓦

格子文

T001

T002

T003

T004

T101

T102

T103

鋸歯・波状文

U001

U101

U102

U103

U104

U105

U106

その他の文様

Z001

Z002

Z003

Z004

Z005

Z006

Z007

Z008

植物文

W001

連珠文

V002

V003

V004

スムーズにつながるものではないが、これが画期になったことは確実であると思われ、その変化に何らかの影響を与えたものとみられる。東毛地域では、その後は一貫してB－2技法が用いられる。軒平瓦は先述のようにその変化の時期がはっきりしないが、基本的にはⅠ期は桶巻作り、Ⅱ期以降は一枚作りとすることができる。しかしⅡ期の瓦を生産する山際窯跡でも模骨痕をもった平瓦が表採されていることから、その変化は一律に起きたものではないらしく、Ⅰ期に入る可能性もある間野谷遺跡の軒平瓦の様相にも注意が必要である。いずれにしてもB201に組み合うP001が上野国における一枚作り導入の大きな画期になったことは、間違いないと思われる。

桶巻作りから一枚作りへ

西毛の様相

西毛地域はⅠ期の様相が余りはっきりしないが(J001が国分寺創建直前に位置づけられるが、前に述べたように技法が確認できない)、Ⅱ期の初めはE103－NH301の組み合せのように、A－3技法（印籠つぎ）を中心とした丸瓦接合系の技法と桶巻作りの技法であった。このうち軒丸瓦はE1系の中でも退化傾向にあるE104・E107がB－2技法であり、またB207aもB－2技法であることから、Ⅱ期の内に技法の画期を迎えたらしい。また、軒平瓦についても、B207aに伴うP004が一枚作りであることから、間もなく変化したようである。軒丸瓦におけるA技法からB－2技法へ、軒平瓦における桶巻作りから一枚作りへの変化の様相の解明は、単弁5葉蓮華文と唐草文という新しい文様の採用の問題の解明とともに、その両方の技法がみられるB207とそれに組み合うP004がその鍵になるものと思われるが、残念ながらB207ではaとbとの新旧関係を明確にし難い。Ⅲ期に属する瓦は多くがB－2技法であるが、A系の技法も残っている。この期の瓦は瓦窯跡が不明なものが多いので、技法の混在がどのようであったのかを明確に示すことはできないが、F001－M004・M005－M001－M002というように、瓦当文様からは同じ系統で理解できそうな一群で、しかも全てがA系の技法であるものが見られることから、工人によってはかなり後になるまで古い技法を保持していたことが考えられる。

3　生産地と同笵関係

窯跡群

上野国内で瓦を生産していた窯跡としては、大きなもので次の6ヶ所の窯跡群が知られている。

① 笠懸窯跡群（新田郡笠懸村）　鹿ノ川窯跡、山際窯跡
② 吉井・藤岡窯跡群（藤岡市・多野郡吉井町）　金山窯跡、末沢窯跡、滝ノ前窯跡など多くの窯跡がある。
③ 秋間窯跡群（安中市）　八重巻窯跡など多くの窯跡がある。
④ 乗附窯跡群（高崎市）　小塚窯跡など。
⑤ 月夜野窯跡群（利根郡月夜野町）
⑥ 中之条窯跡群（吾妻郡中之条町）　天代窯跡など。

このほかに笠懸窯跡群から少し離れて、勢多郡新里村の雷電山窯跡、佐波郡赤堀町の間野谷遺跡(瓦窯跡であるかは不確実)、太田市の萩原窯跡、桐生市の曲り松窯跡などがある(図171)。

Ⅰ期の生産地

Ⅰ期に属する瓦は4で述べるように生産窯から直接運ばれたものは少なく、各地の寺院から運ばれたものが多いと思われる。従って生産窯を把握することには、さほど意味がな

いとも考えられるが、萩原窯跡（K002）、間野谷遺跡（E001とH001）、乗附窯跡群（胎土の特徴からJ001が考えられる）などの製品がみられる。この期のものはどれも出土数が極端に少なく、まだ国分寺跡内での出土例が知られていない瓦もあると思われる。そのためこの他の種類も使用されていた可能性は高く、生産窯はこれのみに限られないはずである。詳細は軒瓦のみでなく、丸・平瓦の全体の整理が進まなければ述べることはできないが、国分寺創建以前に生産を行っていた多数の瓦窯跡のうち、かなり多くの瓦窯の製品が搬入されていたものと考えられる。

II期の生産地

II期に属する瓦の生産地には、大きく分けて2つの中心地がある。1つは笠懸窯跡群で、もう1つは吉井・藤岡窯跡群である。出土量のもっとも多いB201－P001の組み合せは笠懸窯跡群中の鹿ノ川窯跡の製品である。次に多いE103－NH301はまだ窯跡群内での発見がないため特定はできないが、E1系の軒丸瓦の表採地が多胡・緑野郡内に限られることと胎土の特徴から、生産窯は吉井・藤岡窯跡群ないしその近傍にあった可能性が高い。国分寺創建当初の瓦生産はこの2つの瓦窯跡群が中心となっていたことは、この両者の組み合せの出土量からも間違いのないところである。その後、笠懸窯跡群では山際窯跡でB101・B102・B203・P002が生産されていたことが表採品から判明している。吉井・藤岡窯跡群ではE1系の軒丸瓦の生産が行われていたと推定されるほか、金山窯跡でB207－P004の組み合せが生産され、B103もその付近で表採されている。その他のものは生産地が不明のものが多いが、B106は間野谷遺跡で同笵と思われるものが表採されている。B202も絞り目のある布目をもつ一本作りのもの（a）があることから、間野谷遺跡の製品である可能性がある。このほか間野谷遺跡系には、2で述べたようにP202・Q001・V001などがある。B206は接合技法が印籠つぎなので、吉井・藤岡窯跡群系の可能性がある。

III期の生産地

III期になると笠懸窯跡群は急速に衰退したとみられ、同窯跡産が確認できるのはわずかにB003だけである。これに替わってIII期に中心的位置を占めるのが、吉井・藤岡窯跡群である。ここでの生産が判明している軒瓦にはA102・P003・P201・R001などがある。これらはR001（金山1号窯跡出土）を除いては瓦窯跡の表採品であるが、この地域内に範囲を広げればA003・A103・B105・D001なども表採されている。胎土から見ると、その他にも吉井・藤岡窯跡群産のものがあるようであり、III期に属するかなりの部分がここで生産されていたとみられる。そのほか文字瓦も多く生産され、国分寺に供給されていたことが判明している。その他の瓦窯の製品では、B001が秋間窯跡群で生産されていたことが判明する程度である。

同笵分布

上野国分寺出土瓦の同笵分布の様相は非常に複雑であり、簡単に述べることは困難である。ここでは特徴的なことのいくつかを指摘しておく。

山王廃寺との関係

まず山王廃寺とは同笵関係が希薄であるということである。特にII期においてはまったくと言ってよいほど同笵関係をもっていない。国分二寺に近接し上野国内でも屈指の大寺院である山王廃寺が、国分寺と同笵関係をもっていなかった意味は大きいと思われる。しかしIII期に入ると、逆に比較的密接な同笵関係をもつようになる。発掘調査で同笵が確認されているのは、軒丸瓦でA003・A302・B001・B103・C001・M001・M002など、軒平瓦ははっきりしない部分が多いがP003・P201などがある。これらのうち軒丸瓦について

図171　上野国の瓦窯跡の分布

は松田猛氏の研究（「山王廃寺の性格をめぐって」「群馬県史研究」20　1984年）に詳述されている。

新田郡との関係

東毛地域におけるⅡ期の瓦の同笵分布には大きな特徴がみられる。それは鹿ノ川窯跡で生産されているB201－P001の組み合せが、ごく一部を除いて新田郡内に限って分布するのに対し、同じ笠懸窯跡群の山際窯跡の製品は勢多郡・佐位郡・新田郡とより広い範囲に分布していることである。この点に初めて言及したのは須田茂「鹿ノ川窯跡」「山際窯跡」（『群馬県史』資料編2　1986年）である。この2つの瓦窯跡の製品は平瓦の叩き目や文字瓦の種類でも次のような相違がみられる。

鹿ノ川窯＝縄叩き目。「二」・「三」・「大」などのヘラ描きの文字。

山際窯　＝格子叩き目。「佐」・「雀」・「勢」などの叩きに刻み込まれた押印。

それらの分布も軒瓦の分布と一致している。この分布の違いは、文字瓦の違いともあいまって瓦窯経営に関わった郡の違いを示しているものと考えることができ、国分寺創建期の瓦生産を考える上で重要な視点になる。

4　軒瓦からみた上野国分寺とその変遷

以上に述べてきた多くの事実から、上野国分寺についてどのように考えられるか、その問題点を整理しておく。

上野国分寺から創建期以前の瓦が出土することは既によく知られており、それをもって前身寺院の存在を想定する研究者もいる。しかしⅠ期に編年される瓦の出土数は極めて少なく（表58）、しかも集中して出土するところ（表62・63）がみられないことから、国分寺創建以前の瓦葺き建物を想定することは困難である。これは遺構としても確認されていない。確実な理由は分からないものの、国分寺創建にあたって各地の寺院に貯えられていた瓦が運び込まれたものと考えるのがより自然であろう。

東毛の窯跡群

Ⅱ期の瓦は東毛の笠懸窯跡群、西毛の吉井・藤岡窯跡群で生産が始められた。この2つの瓦窯で初めに造られたと考えられる軒瓦の組み合せは、それぞれ図165の（イ）と（ニ）であり、文様・技法とも対照的なものである。この両者の組み合せが表56と表57からも分かるように、国分寺創建期の瓦の半分以上を占める。このうち（イ）の組み合せは笠懸窯跡群の鹿ノ川窯の製品のものであるが、この瓦窯の製品は国分寺の他には新田郡内に集中するという特徴的な分布を示している。これに対してやや遅れて生産を開始したと思われる山際窯は、国分寺の他には佐位郡を中心に勢多郡、新田郡に製品を供給し、さらに佐位郡・勢多郡の郡・郷名の入った文字瓦を生産している。このことは笠懸窯跡群においては、

郡単位の生産

瓦の生産が郡単位に行われたことが把握でき、創建期のごく初期には新田郡を中心に瓦生産を行っていたが、その後間もなく東部の数郡も瓦生産に関わり始めたことを示していると考えられる。しかもB201は「蒲鉾状型木」を使った一本作りという、かなり特殊な技法を採用しているようである。この技法は石見国分寺・隠岐国分尼寺・讃岐国分寺・丹波国分寺・越中国分寺・下野国分寺など、各地の国分寺において創建期にみられる技法とされる（上原真人氏の御教示、および国分寺町教育委員会『特別史跡讃岐国分寺昭和61年発掘調査概報』　1987年による）。上野国分寺はその瓦の文様の独特さ・稚拙さのみに注意が向くためか、建立に対する「在地主導」的性格が強調される傾向が強いが、この技法が確認されれば、そのような理解だけでは捉えきれないことが明らかになる。つまり上野国分寺の瓦生産の開始も、他のいくつかの国と軌を一にしているのであり、全国的な国分寺建立の流れの中で捉えなければならないのである。この技法の存在は、解説の項で述べたように僅かな痕跡から推定されるものであるが、国分寺建立に対する中央政府の技術指導の可能性をも示すものであり、その歴史的意義は大きい。また上野国内の瓦生産においても、Ｂ－１技法からＢ－２技法へと変化する画期となった技法である。今後良好な破片の出土とより精緻な観察によって、詳細な検討がなされるべき問題である。

「蒲鉾状型木」

中央政府の技術指導

この（イ）に対して（ニ）で採用された技法は、元々在地にある印籠つぎと桶巻作りである。瓦生産開始の背景の違いがそこにあったものと思われるが、上野国分寺で使用する瓦の生産において、笠懸窯跡群の方がより主流に近かったことは吉井・藤岡窯跡群内でも笠懸窯跡群の製品と同じ文様（単弁５葉と偏行唐草文）、同じ技法（瓦当裏面に無紋りの布目が付く一本作りと一枚作り）を採用した（ロ）の組み合せが造られ始まることからも明かである。吉井・藤岡窯跡群がどういう背景をもって国分寺所用瓦を生産したのかは、同

笵品の出土が国分寺以外では稀であるためほとんど分かっていない。現在の表採品の調査の状況からは国分寺専用瓦窯のような印象を受けるが、西毛地域の瓦出土遺跡の様相にはまだ不明なところが多いので、この問題の解明には今後の研究に待つべき点が多い。

国分寺創建期の瓦生産のようすは以上の２つの窯跡群の状況の他、山王廃寺が同笵関係をほとんどもたないという事実などがあり、複雑な様相を呈している。この複雑さは各地域の郡司層を中心とした有力者達の国分寺建立に対する対応の違い、および彼らに対する国司の掌握の程度の違いを反映しているものと考えることができよう。この点で瓦の調査と研究は、国分寺の問題のみにとどまらず、８世紀中期前後の上野国内の政治状況を考える格好の材料になり得るものである。

建立の順序

国分寺の建物が建立された順番については、遺構と史料の解釈の面から触れてきた。瓦の出土状況からは、

① 金堂基壇築土中から瓦が出土し、金堂基壇築造以前に既に近くで瓦を使用するような建物が建立されていたと考えられること。

② Ⅱ期（創建期）の軒瓦の出土比率が、表58のように塔→金堂→南大門の順に少なくなっていくこと。

などの事実があり、さらに先述のように遺構の状況と史料の検討から、塔→金堂（→南大門）という順番であったと想定することができる。

大規模な改修はない

上野国分寺では表58のようにⅢ期に編年される瓦が少ない。このことは創建後に、瓦の全面的な葺き替えを伴うような建て替えや大規模な改修が行われなかったことを示すものである。

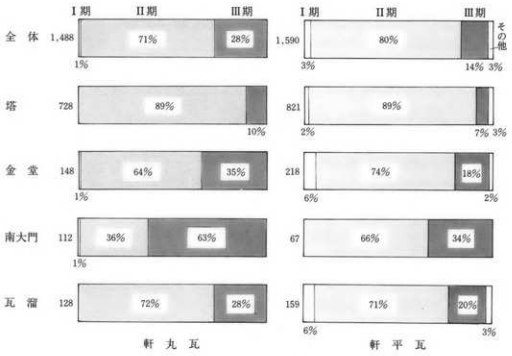

表58　軒瓦の時期別出土率（「その他」は、軒平瓦Nのうち分類番号が未定のものを示す。）

と考えることができる。南大門地区からⅢ期の瓦が多く出土するのは、周囲の施設の完成がかなり遅れ、そのために新しい瓦が創建瓦として使用されたためとも考えられるが、南大門の基壇には造り替えとみられる痕跡が認められるので、ここでは大規模な修理が行われた可能性がある。またⅢ期に編年される瓦の種類が多く、しかも多様な文様のものを含んでいることは、瓦の差し替え程度の小規模な修理が、長期にわたって恒常的に行われていたことを示している。このことは朱の付着する軒平瓦が、終末期と考えられる頃にまで見られることからも裏付けられる（朱の付着については表64・65の右端参照）。上野国分寺ではかなり後にいたるまで瓦の差し替えと建物の塗り替えが行われていたのであり、伽藍の維持管理には相当な注意が払われ続けていたと言うことができる。このⅢ期には笠懸窯跡群は衰退し、吉井・藤岡窯跡群など上野国西部地域の瓦窯のものが中心となっている。

小規模な修理が継続

上野国分寺の軒瓦の特徴の第1には、その種類がきわめて多いことがあげられるが、その原因の1つには以上のような頻繁な瓦の差し替えと、それに伴う瓦の生産・供給が長期にわたって行われていたこと、さらに創建期においてかなり短期間の内に複数の瓦窯跡で多種類の瓦が生産されていたことによるものと考えられる。ここにも上野国国分寺の建立と経営の特徴がよく現れていると言うことができる。

生産と修理の特色

瓦の面から上野国分寺の廃絶の時期を明確にすることは困難である。それはⅢ期に含まれる瓦の中には無文のものすらあるなど、退化傾向の著しい瓦が含まれているため系譜関係などを追うことができず、ほとんどのものについて年代を決めかねるからである。但し県内には国分寺ではみられない種類の軒瓦を出土する遺跡があり、その中には国分寺廃絶後のものが含まれている可能性がある。このような遺跡には佐波郡赤堀町の川上遺跡（赤堀村教育委員会『川上遺跡・女堀遺構発掘調査概報』　1980年）、勢多郡粕川村の宇通遺跡などがあるが、詳細な検討は今後の課題である。

第9節　その後の上野国分寺

国分寺跡の発掘調査で、寺域の南半部で多数の墓壙の跡が見つかった。特に金堂基壇の上からその南側一帯ではおびただしい数が検出されている。塔の南側でも10基以上があった。いずれも60×120cm前後のもので、内部には粉末状となった人骨とともに副葬された土師質の皿が5枚前後出土しており、これの編年から15世紀頃のものとみられる。また墓の中やその周辺からは、多数の五輪塔や宝篋印塔の部分が出土しており、それらに書かれていた年号によって金堂のあった場所は14世紀後期には墓地化し、それは15世紀中期までは続いていたことが分かった。こうした最も重要で修理にも注意が払われていた金堂が壊滅していることは、その時点では国分寺は本来の機能を停止しており、そのほかの建物も殆ど壊滅していたことを示すものと言えるであろう。

墓壙の検出

14・15世紀の状況

金堂の西側と北側からは井戸跡が20基近く見つかっている。またその周辺にはおびただしい数の小形の柱穴も見つかっており、この付近に掘立柱式の家が多数造られていたことが分かった。井戸の中から出土した土師質の皿や石造物に書かれていた年号から、これらは15世紀前後のものと判断された。このような遺構のあり方から、国分寺が機能を失って建物も壊滅した後に、金堂跡を境としてかっての寺域の南半部が墓域、北半部が居住域として使われた時期があったとみられる。ただこれらを造ったのが、どの様な人々であった

井戸跡の検出

のかについては明らかでない。また寺域の北半部では、表土が採られて地山が露出した時期のあったことが確認されているが、寺域の中央部にある南北の溝状の掘り込みＳＤ02は、ここに溜る水を南側の染谷川に流す排水用のものであったとみられる。これの掘削によって講堂の西半部、金堂の西端、南大門の中央部から西側が破壊された。

関東御教書案

実録帳の後の上野国分寺に関する史料としては、正応５年（1292）10月５日の関東御教書案に異国降伏の御祈が行われたときに、上野国など７ケ国の一宮・国分寺・宗寺社は特に精勤するべきことが命じられている（『鎌倉遺文』第23巻　第18026・18027号文書）のが知られる程度である。ただしこれでははたして国分寺がかっての姿のままにあったのか、それとも形ばかりのものとなっていたのか、さらにこの中に上野国分寺が含まれていたのかは明らかでない。ただ実体がどうであれ、かって護国之寺として多くの人々の力を結集して造られ、華麗な姿を誇ってきた国分寺が、国難に際してその歴史意義を蘇らされていることに、政権側にとってその存在が大きかったことを認めることができる（追塩千尋「中世国分寺の存在形態」「北大史学」24　1984年）。

「山吹日記」の記事

近世に入って国学者の奈佐勝皐が天明６年（1786）に上野国などを巡遊した際の紀行文である『山吹日記』の中に、「国府むらこくぶじ」には「いにしへのいしずえなどもこの跡に残れりと聞けばたどり行きて瓦ひらふ」と現地のようすが書きとどめられている。それに続けて、治承４年（1180）に足利俊綱が上野国府を焼き払った際に「こく分寺もこのときはやう焼亡せし成かし」との意見が付け加えられている（『群馬県史料集』６巻所載）。これは『吾妻鏡』の治承４年９月30日条に俊綱が平家方につき上野「国府中民居」を焼き払ったと書かれている記事によった推測とみられる。しかしこの記事には国分寺を焼き払ったことは書かれていない。発掘調査でも兵火のような大規模な火災の痕跡は認められず、むしろ自然な状態で次第に崩壊していったとみて大過ないようである。従って史料の上からでは、上野国分寺が廃絶した確実な時期は明らかにし難く、上記のように調査での所見から推定するにとどまる。

遺構の破損

そして明治20年（1887）に地元の人々によって、塔心礎の上などに養蚕に関係した石碑が建てられたが、これに合わせて塔基壇築土の上半部を削平するとともに、それらの土をもって南側に土壇が造られた。この時に縁石や盛土用材として多量の石が使われたが、それらのために多数の礎石が抜かれ、また多量の敷石や根石が掘り出されたようである。これによって国分寺の遺構の破損は致命的なものとなったとみられる。今見られる礎石がむき出しになった塔跡や銀杏の大木は、こうした波乱に富んだ歴史の流れの一応の終着点の姿と見ることができる。

第10節　お わ り に

遷代の任の国司と終身の任の郡司

国分二寺は理念の上では国司によって創建され、経営されるべきものであり、その方針に沿って建立が開始された。しかしその実体は郡司層の力に依らざるを得ないところが大きかったことが明かとなったが、それは国司が４ないし６年の任期で中央政府から派遣されてくるのに対し、郡司は地元の豪族が終身の任期で就くといった、地域の実情に接することの粗密の差が現れたものと考えることができる。これは正しく律令地方支配の構図と同じであり、そこに国分二寺の歴史的性格が象徴的に現れていると言ってよいであろう。

それに加えて国分二寺創建の勅から2年後に始まった盧舎那大仏の造立に当たって、天皇は自ら万民に対して知識に加わることを促したが、蓮華蔵世界観の観点に立つと、これが難航している国分二寺の建立に波及することが期待されたのではないか。つまり盧舎那大仏造立を契機にして、並行して進められる2つの造営事業には天皇・国司から郡司・農民に至るまで全土の民が結集し、仏縁によって結ばれることが新たな理念として生み出されたのではないだろうか。しかし『続日本紀』天平宝字元年（757）7月庚戌条に藤原朝臣仲麻呂に対する反乱容疑で捕らえられた橘奈良麻呂が「東大寺を造ることで、人民は辛苦し、氏々の人らもこれを憂いている」と述べたと書かれていることは、その理念が現実と大きく掛け離れていたことを如実に示している。

人民の辛苦

このように国分二寺の建立には、その地元の多数の人々が参加することが期待されていた。上野国分寺の場合は発掘調査の成果と残された記録の検討から、国内にある14郡の内7つの郡が関わっていたことが明かとなったが、これに所在地の群馬郡を加えると8郡が関係したことになる。また在地の氏族としては上毛野・石上部氏らが加わっていたことも明かとなった。ただしこれは瓦といった限られた資料から判明したものであり、用地の造成、資材の調達と加工といったこの事業の多様さを考えると、これ以外の諸郡や氏族も様々な分野で何等かの関わりをもっていたことは確実である。このように地域勢力の強化が代償として出された創建の段階では、いち早く郡司層の力を集めることができた。それでも条件としてあげられた塔・金堂などの建立には力が注がれたものの、検出された遺構の状態からみて、その意欲がそれ以外の築垣などにまで向けられたかは疑わしい。

建立の段階

それが代償措置が明示されなかった経営の段階に入ると、郡司層が介在したことは確認できず、それはもっぱら国司の手に委ねられたようである。そうした修理を含む運営は主に国府からの公費によって賄われたであろうが、修理用の瓦の供給などではまだ人々の知識によっていた可能性もある。それに加わった氏族として物部・大伴（伴）・壬生・勾舎人氏らの名が知られる。そうした結果、時間が経るに従って生じてくる破損に対して、国司は職責の範囲で修理を実施していたようであるが、一度それが滞ってしまうと、後任の国司はそれは自分の責任ではないと主張し、それが積み重なって破損は次第に広がっていった。その後は根本的な修理や全体的な改修は行われなかったとみられる。こうした点からも国司が国分二寺の経営を担当していたこと自体に、それの衰退をもたらす要因が内包されていたと言うことができる。

経営の段階

ただ今回の発掘調査で、塔や金堂に較べて造り替えが行われた可能性が高く、またその痕跡を確認しやすい僧房などの生活施設が置かれた寺域北半部では、遺構が壊滅状態となっていたことが明かとなった。また大衆院・倉・雑舎など管理用の施設があったとみられる築垣の外側の調査がほとんど行われていないため、上記のような見解は限定された範囲での調査の結果にもとづく想定の域にとどまるものである。今後出土した膨大な分量の瓦の整理・検討が進み、また国分尼寺跡と周辺の発掘調査、さらに各地にある寺院跡、窯跡の調査が行われれば、こうした想定の是非も判明するであろう。

第IX章　上野国分寺跡の保存と活用

上野国分寺跡は群馬県内でも屈指の遺跡として知られており、年間およそ5,000～6,000名の来訪者がある。ここは大正15年（1926）10月20日付で史跡に指定され、保護が図られてきた。そして昭和48年（1973）から史跡地の買い上げによる公有地化が実施され、それを受けて昭和55年（1980）11月に群馬県教育委員会の直営で整備事業が開始された。今回の発掘調査はそれに伴って実施されたものであるが、これと並行して史跡の保存と活用を進めるための具体的な計画の作成が行われた。それに当たっては、発掘調査で確認された地形や遺構の状況を基礎として、将来に向けてそれらをどのように保存したらよいか、また多くの人々に親しみ活用してもらうためにはそれらをどのように表現したらよいか、といった観点から検討が行われ案が作られた。本書ではこれまで上野国分二寺の歴史的な意義の解明に努めてきたが、本章ではそうした発掘調査の成果が現実の社会の中でどのように活かされていくのかという点から、整備事業計画の概要を取り上げておきたい。

整備基本計画

第1節　整備基本計画

整備事業が開始されたのに伴い、本史跡が持っている特色を活かした整備の方針とその具体的な方法とについての見通しを得るために、昭和57年（1982）度に「史跡上野国分寺跡整備基本計画」が策定された。これに当たってはこれまでに行われた国分寺跡と周辺部の発掘調査の成果に加えて、昭和55・56年度に実施した発掘調査の成果を基礎とした。その概要は次のようである。

1　整備の基本計画方針

整備方針

(1)　整備方針

整備事業は古墳・山王廃寺跡・国府などが集中する国分寺周辺地域全体の歴史的文化環境の整備の一環として位置づける。そのため下記の目的を満足できるような方針を策定する。

① 文化財の保存と継承のため
② 歴史の体験学習の場として
③ 地域住民の文化的環境の形成のため
④ 市民の憩いの場、知的レクリエーションの場として

これらを満足させるために、次のテーマを設定する。「上毛三山を含めた古代景観のイメージ、国分寺伽藍の空間イメージを表現したサイトミュージアム」として計画する。またフィールドミュージアムとしても機能させるため、整備終了後の様子を見せるだけでなく、工事途中を積極的に公開すべきであり、公開するからには当時の工法を用いるべきで、合成樹脂使用のレプリカは極力さける。

整備の手法

(2)　整備のデザイン手法

史跡整備の目的を達成するために、計画策定を下記に分類したデザインレベルに基づいて行う。

現状保存：遺構を現状のままで保存する。風化の早いものは土で埋め戻す、科学的方法で風化止めの処理を行う、保存施設をつくるの3つの手法がある。……塔・金堂

基壇以外の全ての遺構

修　　理：部分的に遺構が破損している場合は修理を行う。

復原修理：遺構が破損を受け、かつ部分的に滅失している場合、痕跡の状況から推定して復原する。材料および工法は当時のものを踏襲する。……塔・金堂基壇

復原展示：遺構の大部分が滅失している場合、現存する他の遺構から推定して復原する。この場合も材料および工法は原則として当時のものによる。……南大門・築垣・僧房、回廊・中門などの基壇

展　　示：補助的手段として、柱穴などの発掘状況を表現するとともに、説明板・模型などで詳しく説明する。……柱穴など・説明板・模型

整　　備：建立当時のイメージを醸し出すとともに、整備の目的を達成するために必要な環境を整える。……池・川・植栽・高垣

施　　設：整備の目的を達成するために必要な施設類（資料館等）を建設する。……資料館・研究所・駐車場・橋・売店・レストハウス

修理・復原修理・復原展示に当たっては、材料・工法ともに当時のものを用いて行うものとし、遺構の表示なども全く異なる材質を使用することは避ける。

2　整備全体計画（図172）

機能配置計画

機能配置計画

現　　状：遺跡への歩行路の両側に古代有用植物園、サービスゾーンを設け、人々が集まり、遊び、学習ができる施設とする。また西側に見学者用の駐車場、自転車置き場を設ける。便所も人々の動線が集中する歩行路の側に設置する。

将　　来：史跡地の南側を通る幹線道路である中央通線の開通および資料館の建設に伴って、染谷川右岸の整備が行われる時点でのゾーニングである。国分寺参道の西側に資料館、管理施設を造るゾーンおよびそれら利用者のための駐車ゾーンを配し、東側の畑地は保存緑地として残す。

染谷川に架ける参道橋を渡って、西側の現状計画での利便施設、自転車置き場をさらに整備し、東側は古代有用植物園を染谷川の川岸まで拡張し、水生あるいは湿性の植生を考える。

3　伽藍および遺構の整備計画

寺域の整備に当たっては下記の3つの要素に留意する。

(1) 伽　藍

伽藍とは、仏を祀り、修行する施設（門・塔・金堂・僧房ほかの建築群）をいうが、インド・中国・東南アジアの仏教伽藍を通じて見られる「閉じた空間」を表現した。この空間イメージ自体がシンボルとなる。

(2) 復原建物

正面から見た国分寺のイメージをシンボリックに表現するため、南大門と南辺築垣を復原する（築垣は土の叩き、南大門は木造）。特に伝統工法で復原するものは積極的に工事自体を公開し、国分寺建立のシンボルとする。

(3) 景　観

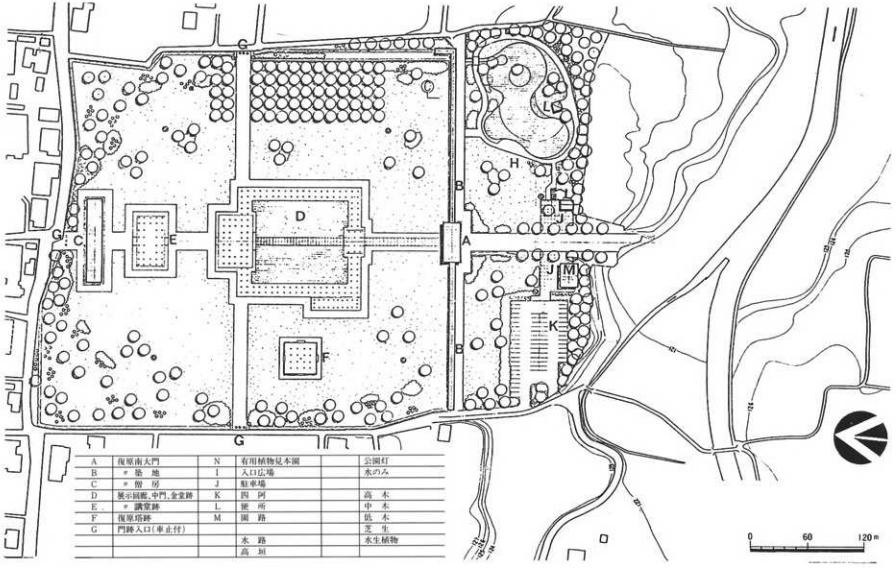

A	復原南大門	N	有用植物見本園		公園灯
B	〃 塔　地	I	入口広場		水のみ
C	〃 僧　房	J	駐車場		
D	展示回廊、中門、金堂跡	K	四　阿		高　木
E	〃 講堂跡	L	便　所		中　木
F	復原塔跡	M	園　路		低　木
G	門跡入口(車止付)				芝　生
			水　路		水生植物
			高　垣		

図172　整備基本計画平面図　1／1500

国分寺の建立に際しては、周囲の景観が選地の大きな理由になっていると思われる。このため上毛三山や北に位置する子持山を塔・金堂の位置から見えるよう、また周りの新しい建物を隠すように植栽することで、景観を強調し認識させる。

古代伽藍の空間イメージ

こうした要素にもとづいて、古代伽藍の空間イメージを想起させるために下記の内容で整備する（具体的な復原寸法などは省略）。

① 正面、つまり東山（道）駅路方向からの伽藍を視覚的に定着させるために、南大門および南面築垣を復原展示する。その後、囲まれた空間（伽藍のイメージ）を表現するために、築垣を全て復原するのが理想的であるが、工費の問題、既存道路の問題などのため実現は困難であるので、東北・北西隅のみ復原し、東・西・北の築垣部分は、仮に復原築垣と同スケールの高垣で整備する。

② 塔・金堂基壇の復原修理を行う。不足する礎石や構成材は、同じ石材、同じ形状で新補する。

③ 回廊は掘立柱であったことが確認されれば、柱穴を展示する。

④ 回廊は小砂利で仕上げ、中央部分には敷石を廻す。

⑤ 講堂、その他の付属屋は、その位置を雨落などを復原展示することによって表現する。

⑥ 僧房は復原展示し、休憩施設、管理事務所や修造施設に使用する。

4　施設等の整備（内容は省略）

(1) 解説施設およびサインシステム

(2) 園路

(3) 植栽計画

(4) 休憩施設

(5) 便所

(6) 照明

(7) 給水

(8) 排水

(9) 水路の扱い

(10) 既存樹の扱い

5　基本計画の再検討について

この計画は整備内容の概要を定め、整備の方向付けを行ったものである。この段階では遺構の確認もまだ一部であるため、次の基本設計ではこの基本方針を引き継ぐとともに、具体的整備内容については発掘調査の結果をもとにした形での検討を行うものとする。

第2節　整備基本設計

整備基本設計

基本計画に引き続いて、そこで出された方針を具体化するために昭和62年（1987）度に整備基本設計が作成された。これに当たっては、遺構の検出状況を始めとする発掘調査で得られた各種の資料が活用され、内容に盛り込まれた。その概要は次の通りである。

1　基本設計の目的と作業方針

(1) 目的と整備の内容

内　　容

遺構の調査・研究にもとづき、遺構の恒久的な保護・保存を行うとともに、遺構としての

復原・展示や必要な施設の設置・修景などの整備を行い、広く一般に公開し、その活用を進めることを目的とする。

調査・研究とは、現在の遺構の残存状況・破損状況を把握することであり、保護・保存とは今後の破損を防ぐことと共に将来的に遺構を残すことを目的としている。整備とは、上記の前提にたって遺構の復原または展示を行うことであり、遺構から当時の人たちがどの様な生活および歴史的背景をもっていたかを、一般の人にわかり易く公開することである。そして整備の一環として、説明設備・案内設備・便益等施設および周辺環境としての計画など一体として計画されるべきものと考えられる。また今後の史跡地の活用など将来的な位置づけも必要なことである。

目　　的　(2) 基本設計の目的

発掘調査の結果や史跡地内および周辺の細部条件にもとづき、基本計画の見直しを行い、また史跡整備の基本的な方針から、遺構整備内容、施設整備内容、史跡内関連整備などを現実の条件に対応させて調整を行い、規模・寸法関係や工法・使用材料などの仕様決定をし、設計として取りまとめるものである。そしてこの基本設計に引き続く実施設計において詳細な検討を加え、整備内容の最終決定をするものである。

作業方針　(3) 作業方針

基本計画で定められた整備目的とそれを達成するために設定された整備テーマ、整備手法に基づいて、これらを整理統合して、整備内容を遺構の保存計画・整備計画、施設や環境の整備計画の３つにまとめ、各々の整合を図って設計をとりまとめる。

・整備要素をもとに、計画区分と整備手法を定め、各々を検討のうえ、総合化を図る。

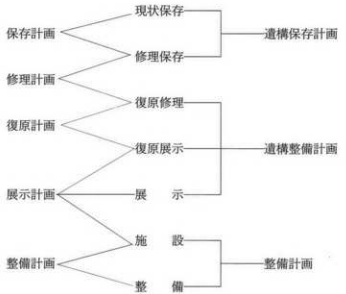

2　整備の基本設計方針

(1)　史跡整備全体計画（図173・174・175）　　整備全体計画

(イ)　配置計画：寺域は調査によりほぼ確定していることから、この範囲を示すことが国分寺のあり方を示すものとなり、かつ史跡上野国分寺跡の寺域が確保され残っている特色を表すこととなる。従って、寺域を核として南側の寺域外指定地に広場・植栽等を配置し、史跡利用に伴う活用ゾーンとする。

この寺域と南側施設ゾーンの配置から南大門およびその前面部を出入り動線、見学者が集合する空間として整備する必要がある。またこの南大門前面からのアプローチは、国分寺の持つ意義・重要性をその規模からも知ってもらうとともに景観（南辺区画施設＋門＋遠景）から、立地の特性を直接見られるよう視界を確保する。また便所・休憩施設は、中心伽藍から外れ景観上支障の少ない北東部に設置する。

(ロ)　造成計画：寺域内の各遺構は削平を受けて、建造時のレベルより低い部分が多いため、実行可能な範囲で盛土を行い、創建時の高さ・地形を実感できる形状とする（図175・176）。

(2)　遺構保存計画　　遺構保存計画

発掘調査の結果により、破損や耕作に伴う遺構面の削平などにより、遺存度は全体として良くないことが判明している。塔跡や南大門北側で旧表土が確認されているが、寺域北半部は削平により旧表土は失われ遺構の残存状況も悪い。また中央を南北に通る水路設置に伴い、この部分も現況面は国分寺創建時の地形面から著しく低下している。

従って遺構の保存は盛土を行って旧地形に近づけることとし、寺域内北半部は全ての遺構の現況保存を行うものとする。そして寺域内南半部も盛土を行い旧地形に近づけ遺構保存を図り、確認されている金堂および塔・南大門の遺構については、その破損が大きいことから修理計画・復原計画・展示計画の遺構整備と協調して遺構の保存を行うものとする。

(3)　遺構整備計画　　遺構整備計画

(イ)　目的：遺構保存の前提にたって、上野国分寺の学習・理解を進めることを目的とするものであり、その内容は調査成果にもとづき、見学者に誤解の生じない正しい整備とすることと、伽藍の構成を把握できるようにすることが要求される。

(ロ)　整備対象時期：上記の目的から、遺構の整備は主要な建物・施設が完成し、国分寺の姿が整えられたと考えられる8世紀中葉から9世紀の時期を対象にする。本史跡は寺域がほぼ確保されている恵まれた敷地条件にあるため、見学者は伽藍構成を建物跡から把握することができる。この建物跡を調査成果を踏まえて「復原修理」・「復原展示」・「展示」の方法により、理解され易いように統一された形態となるように図る。

(ハ)　寺域内の遺構整備：伽藍内の主要建物である金堂・塔・講堂・回廊・中門については、基壇の整備や位置範囲の表示などを行い、基本的に建物跡の表現を主とする整備とする。また南西部の区域については縄文時代中期から中世に至る遺構が検出され、その中でも掘立柱式建物ＳＢ12は創建時期の造営関係の施設と判断される。これを中心に創建前から創建後の変遷が遺構によって表されることから、上野国分寺およびそれが建立された地域の歴史を理解してもらえるように、この複合した遺構の整備を行う。

(ニ)　南大門・築垣の整備：南大門・築垣は国分寺の主たる出入り施設であり、寺域を画す

る施設である重要性をもち、伽藍の閉じた空間を構成、表現するものである。本史跡は寺域がほとんど確保されていることから、寺域の広さと閉じられた空間を表すことが可能であり、この優位な面を活かす上で、南大門および築垣は実体としての建造物の形態を表すこととする。これは見学者が実物体験できることから、学習・理解を進める活用面で極めて有効であると判断される。

遺　構	整備方針	整　備　内　容
金　堂	基壇の整備	現遺構の基壇「復原修理」
塔	〃	〃
回　廊	回廊内範囲表示	推定回廊内の区画を表層の仕上により「展示」
中　門	基壇位置表示	推定中門基壇の「展示」
講　堂	基壇の整備	推定基壇の「復原展示」
東西部建物跡	発掘遺構整備	遺構検出状況の「展示」
南大門	建造物復原	発掘遺構にもとづき「復原展示」
築　垣	〃	〃

施設整備計画　(4)　施設整備計画

(イ)　寺域内整備：整備公開する遺構以外の寺域内整備については、管理施設や修景上の高中木植栽などは必要最小限度とし、良く確保されている遺構としての寺域のまとめられた広さを示すものとする。

(ロ)　見学路計画：寺院の中軸線は、伽藍構成の上で造営の基準になるなど重要な意味を有するものである。従ってこの意味を明かとするべく、見学歩行動線の基線として用いることとする（幅10m）。　（中略）　国分寺の伽藍構成に関連することから、南北の基幹歩行路（幅4.5m）と東西の副歩行路（幅5.5m）を設けるが、寺域内のその他の部分、南側寺域外指定地の広場や樹木植栽ゾーンでは、舗装した歩行路は設けずに自由に歩けるものとする。このことによって歩行路整備の意味を明確にする。

(ハ)　広場計画：見学者が利用することによって、史跡活用の促進を図ることから次により広場を設置する。

南辺築垣前（4,800㎡）：南大門を見通せ、国分寺の規模・復原建物の特色を理解できるようにするとともに、南大門入口前の集合スペースの機能を果たす。また活用の面においても正面部の開放空間として多様な機能を発揮することが期待される。

南樹木植栽内（3,200㎡）：活用を進める空間とする。

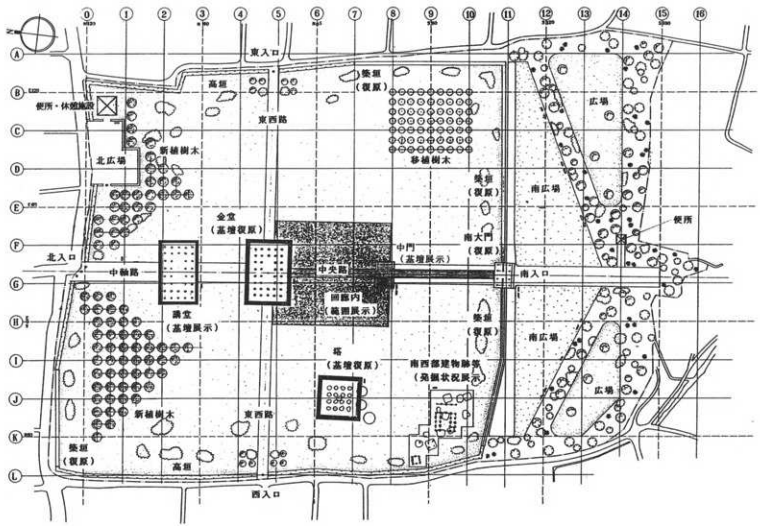

図173　基本設計区画図　1／1500（20m間隔の区画線は発掘調査の座標と一致する）

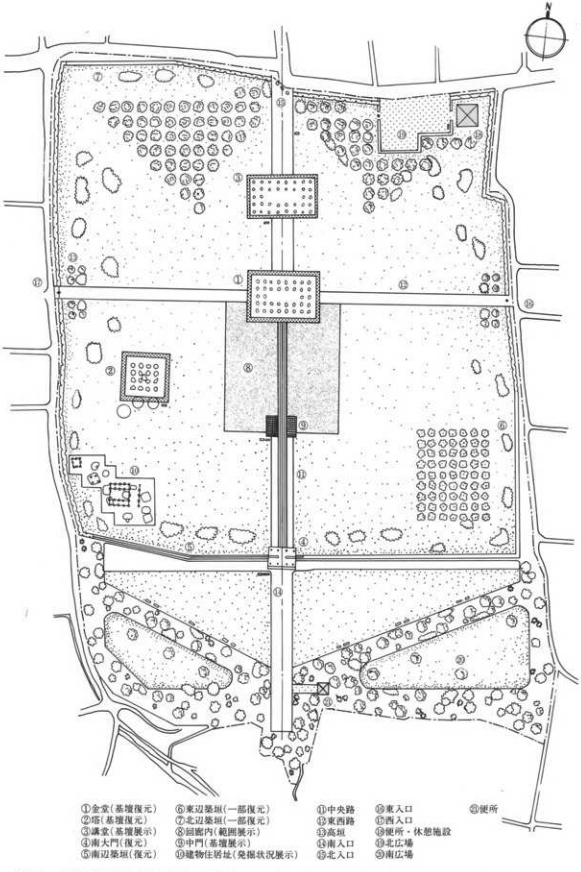

図174　史跡上野国分寺跡整備計画図(「史跡上野国分寺跡整備基本設計」による)　1／1500

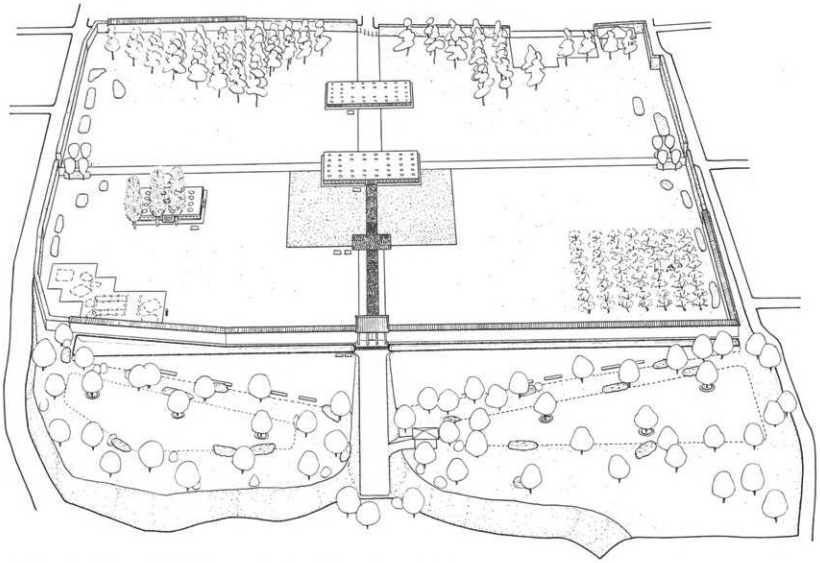

図175　史跡上野国分寺跡整備完成予想図(『史跡上野国分寺跡整備基本設計』にもとづく)

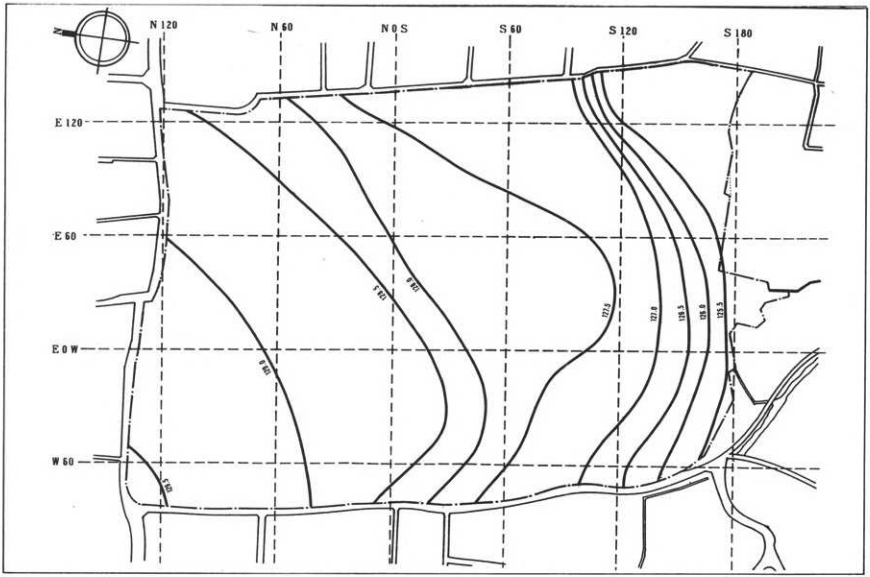

図176　創建時地形推定図　1／1500

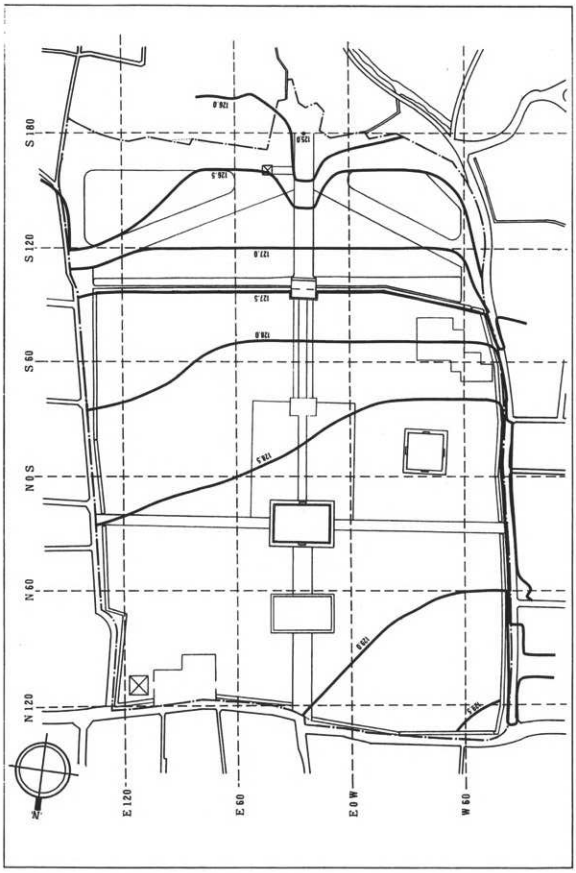

図177　基本設計造成計画図　1／1500

北東側（800㎡）：北側からの見学者の出入りや集合など、さらに便所・休憩施設とつなげて整備し、それらを有効に機能させる。

(ニ) 排水計画：指定地内は自然浸透を基本とする。既存の中央部を南北に通る水路は、迂回させる場合には水量処理や新たな遺構の破壊を伴うことから、若干の線形変更は生じる可能性はあるが、基本的に現位置で改修を行い、暗渠化する。

3　遺構保存整備計画

復原修理計画

(1) 復原修理計画

遺構に破損が生じている場所や部分的に部材や盛土が失われている場合、発掘調査結果に基づいてその修理と復原を行い、遺構の保存と整備を実行するものである。これを行う前提条件として調査結果にもとづいて、その修理の技術的可能性、修理後の構造的安定、正しく行うための実証資料や考察などの根拠を明らかにすることが不可欠である。

金堂基壇

(イ) 金堂基壇：現表土を除去して築土表面を露出させ、この上面に修理面を示すとともに排水のための砂質土を薄く敷設する。その後調査結果にもとづいて版築を行い、復原をする。また上面は版築最上層を仕上げ面とした「タタキ」と推定されるが、修理では亀裂防止および仕上げ材の均質化、施工性から、粘性土と石灰に砂質土を混合した三和土締め固めによるものとする。基壇外装（化粧）は発掘調査では原位置での残存は確認されなかったが、近辺から切込みをもった凝灰岩切石が出土しておりこれが部材とみられる。最重要建築であることから壇正積を用いた可能性が高く、奈良時代の寺院建築では凝灰岩の壇正積基壇の例が多いことから、これによって行う。階段もこれと同じ構成とする。礎石は移動しているものは調査で確認された建物規模にもとづき心心位置に戻すとともに、欠失している礎石は新材で補う。身舎の礎石は残存品にならって円形柱座を造り出す。なお新補のものには全て真鍮の銘板などを埋め込み、原礎石と判別できるようにしておく。また発掘調査で検出された来迎壁地覆石の玉石列は、現況の配置で抜取り防止の補強措置を基壇上面以下で行い公開する。雨落溝は調査では確認されなかったが、玉石を敷くものと考えられる。既存の桜などの樹木は、根の侵食による遺構の破損防止と基壇上面の復原という目的から、伐採・除根する。

塔基壇

(ロ) 塔基壇：金堂基壇と同じく、現表土を除去して築土表面を出し、その上に砂質土を薄く敷設する。その上に発掘調査の結果にもとづいて版築で復原する。上面は削平によって石敷などの化粧は不明であるため、修理に当たっては金堂と同じく「タタキ」と推定し、三和土で行う。基壇外装は発掘調査で確認された状況にもとづき、角閃石安山岩切石による壇正積とする。階段もこれと同じ素材とする。礎石は北側に転落している3個は調査で確認された原位置に戻し、欠失している2個は新材で補う。これらには銘板を埋め込む。雨落溝は調査では確認されなかったが、玉石敷を想定する。現存する樹木は、塔跡を象徴する銀杏3本はランドマークとしての意義があることから現位置で残すが、他は伐採・除根する。また南と西側に広がる基壇状の高まりは、発掘調査によって後世のものであることが確認されたため撤去する。

復原展示計画

(2) 復原展示計画

遺構の破損度が著しく、大部分が滅失しているような場合に、学習・理解を進める活用

面を主目的として、発掘調査の結果と現存する他の遺構から推定して復原を行うものである。材料や工法は原則として当時の仕様で行い、その再現から技術や形態の保存継承を図る目的も併せもつ。

(ｲ) 南大門：基壇は発掘調査の結果、北半部の縁石は玉石１段積みで、外側溝に張り出した南半部の基部も玉石積みがなされており、それを復原する。調査では東側柱列の礎石３個が確認され、梁間は２間で総長は21尺である。桁行は破壊のため確認できなかったが、記録によると58尺とされており、これは南大門自体は36尺で、その礎石から11尺東の位置で確認された門脇の柱穴までを含んだ距離と推定して復原をする。高さは13尺と記録されており、これは法隆寺東門の軒高とほぼ合致するが、全体のプロポーションから柱高と考える。構造形式の細部は、同時期の法隆寺東門・東大寺転害門、さらに国分寺の塔のひな型との説もある元興寺極楽坊五重塔小塔を参考にして復原する。　**南　大　門**

(ﾛ) 築垣：発掘調査の結果により、基盤上部幅11尺とし南側溝から立ち上がる基盤南面には玉石を４～５段積む形状とする。本体は基部幅６尺５寸・高さ７尺と想定して復原する。屋根は行基葺の本瓦葺とする。　**築　　垣**

(ﾊ) 南外側溝：北端部は南辺築垣基盤端部、南端部はＳ104～Ｓ104.5で、ほぼ一直線となる。また発掘調査で溝底部は中央部が高く、東・西端に向かって下がっていく形状であると推定された。遺構面の耐久性から保存上、覆土を行う必要があるとともに、東・西端部では深さが約２ｍとなるため、見学者の事故防止を考慮し深さは70cm（覆土厚30cm以上、中世の遺構面も保存）とし、形状保護に芝張りを行うものとする。　**南 外 側 溝**

(3) 展示計画　**展 示 計 画**

見学者に遺跡の内容をより深く理解してもらうために、具体的な方法として発掘時の遺構検出状況や遺構の位置・範囲・規模を示すこと、遺構・遺物の複製品を設置することなどの整備を行うものである。

(ｲ) 講堂基壇：発掘調査で検出された遺構をもとに、建物規模と基壇の出を推定し、建物は桁行７間・梁間４間で、掘形が確認された位置には自然石の礎石、その他の推定位置には礎石状にしたビシャン仕上げコンクリート製品を配置する。基壇は高さ１尺で外装は玉石とする。　**講 堂 基 壇**

(ﾛ) 回廊・中門：発掘調査では明確な遺構は検出されなかった。ただ寺の中心建物である金堂と中門、回廊による中央部の建築構成は寺院の伽藍構成とその内容を理解する上で欠かせない。従って回廊内部の範囲を示すことにより、その理解に有効となるような整備を図る。回廊は調査で検出された玉石集積遺構が礎石根石の可能性があるため、これを基準に範囲を想定し、小砂利の埋め込み仕上げとして外部と判別できるようにする。中門は以前の現地調査の際の記録と発掘調査での検出状況にもとづいて建物規模を推定し、それから基壇の出をを想定して平面規模表示を行う。表示は玉石の埋め込み仕上げとし、回廊内仕上げと区別する。　**回 廊 ・ 中 門**

(ﾊ) 南西遺構群：縄文時代中期の竪穴式住居跡、７～８世紀の竪穴式住居跡、８世紀の掘立柱式建物跡、９世紀の鍛冶場跡、15世紀の竪穴式住居跡と土壌など国分寺の創建前から廃絶後までの推移を示す遺構がまとまって検出された。整備の基本方針では国分寺の姿を　**南 西 遺 構 群**

整えた時期を対象として行うことを定めたが、この区域の遺構に関してのみは、寺域南西部にあり寺域内景観に及ぼす影響も少なく、遺構内容・施設が景観を阻害しないものとすることを条件として、上野国分寺の歴史が学習されることを目的に、複合した遺構の整備・公開を行うものとする。

遺構の保存面から露出する整備は困難であり、その場合は強化措置が必要である。それに当たっては材料検討や試験試工を経た上で行う必要がある。また保存施設を設けた場合には、景観を阻害することが考えられる。そのため遺構は現状で保存するものとし、覆土を行い保護を図って、その上部に遺構検出の状況を再現する形で整備を行うものとする。その検討対象として次の4つの案をあげる。

整備の方法　① オーブン形式Ⅰ：その位置と規模を示す。盛土の上に遺構を再現し、芝張りなどの保護植栽を行う。学習理解の上から、模型展示などの解説施設を設ける。

② オーブン形式Ⅱ：Ⅰと同様に位置と規模を示すが、一般的な舗装材料を用いて平面や深さ、部材位置などを表現する。

③ レプリカ展示：合成樹脂による複製品で遺構の展示を行う。維持管理面から覆屋やケースといった保護施設が必要である。

④ ケース展示：原遺構により近い材料を使用して遺構を再現し、ガラスケースを設けて保護と公開の機能を果たす。ガラスケース上面に遺構の名称や部位の位置、範囲を示し、築造時期別に色区分するなどが可能である。必要に応じてケース上部に、見学者が立ち入ることも可能である。ただし温湿度変化によるケース内の結露や整備遺構への影響に対して、ファンなどによる強制的な換気方法が必要である。

施設計画　(4) 施設計画（詳細は省略）

(イ) 小工作物施設計画：情報系（案内板・説明板）、休憩系（ベンチ）、管理系（ボラード）、衛生系（便所）

(ロ) 北東部施設計画：見学者の利便と遺構の残存状況から、史跡地の北東隅に便所を設置する。これと一体となる形で休憩施設も設ける。

整備計画　(5) 整備計画（詳細は省略）

(イ) 園路広場計画：仕上げ材は史跡全体の景観と著しく違和感が生じないように自然の素材を用い、かつ耐久性のあるものとする。

中軸路・東西路（三和土舗装）、中央路（玉石埋め込み舗装）、北広場・南広場（砕石舗装）、　林内広場（クレイ舗装）

(ロ) 植栽計画（図177）：北側（背後の山なみと寺域の隅を見通せるようにする。枝下が高いマツとする。）、東西出入り口（四季の変化を強調したものとし、東はコブシ、西はモミジとする。）、南広場周辺（自然な樹林を目指す。クヌギ・コナラ・アカマツ・ソメイヨシノなどを主体とした雑木林とし、一部にクリ・モモ・コウヤマキなどの古代有用植物を植える。）、高生垣（築垣に代わって寺域を画するため、周辺地域でもよく見られるシラカシとする。）

(ハ) 排水路計画：（省略）

(ニ) 給水計画：（省略）

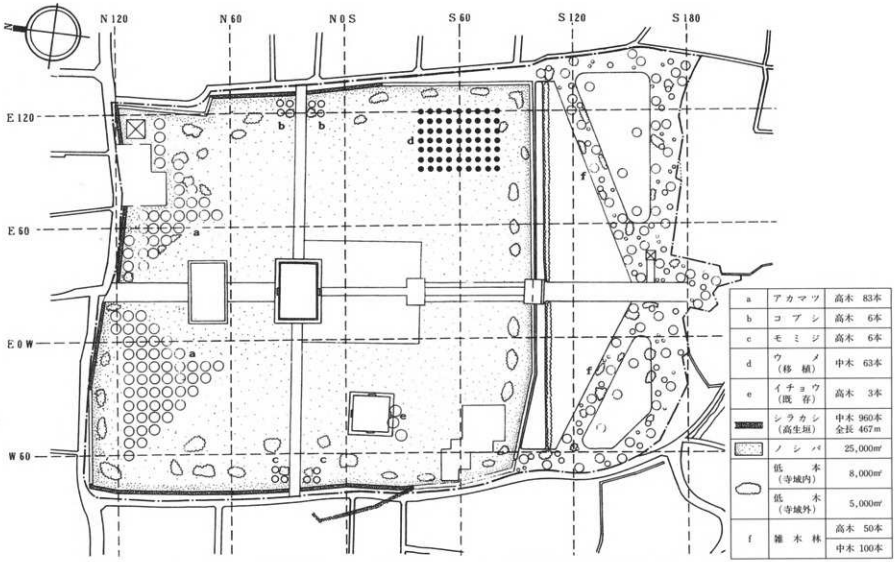

a	アカマツ	高木 83本
b	コブシ	高木 6本
c	モミジ	高木 6本
d	ウメ（移植）	中木 63本
e	イチョウ（既存）	高木 3本
	シラカシ（高生垣）	中木 960本 全長 467m
	ノシバ	25,000㎡
	低木（寺域内）	8,000㎡
	低木（寺域外）	5,000㎡
f	籬木林	高木 50本 中木 100本

図178　植栽計画図　1／1500

(ホ)　照明計画：夜間利用は通常行わないものとする。寺域内の照明は景観を阻害しないように最小限のものとし、出入り口部に誘導機能から高さの低い柱灯を設けるのみとする。北広場と南部林内広場には、安全と防犯上からポール照明を設ける。南辺築垣前の溝前面低木内には、低い柱灯を設置し、安全の確保と築垣の照明演出を行うものとする。

実施計画　(6)　実施計画（図178）

整備工事の期間は10ケ年とし、その順序と年度毎の工事内容は表59のように計画する。

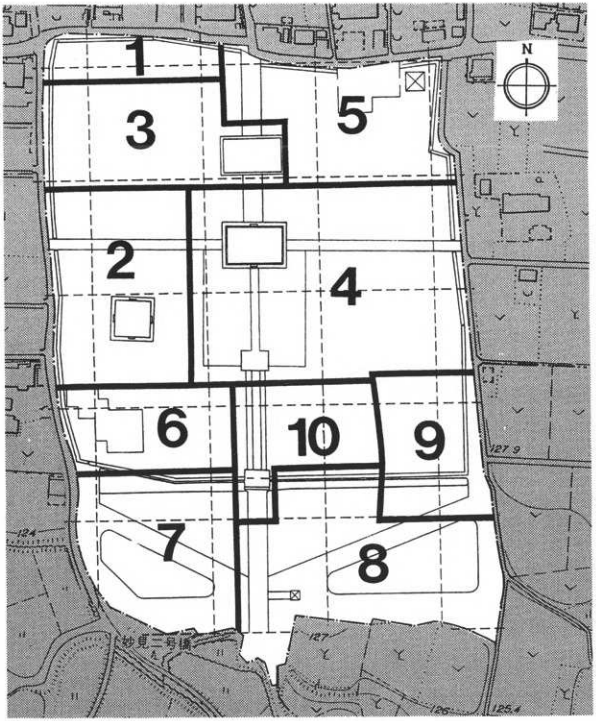

図179　施工計画・整備順序図 1／2000

工事区分	第1期工事			第2期工事		第3期工事		第4期工事		第5期工事
	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
工事実施箇所	北西地区整備 →	塔基壇整備・西地区整備 →	講堂基壇整備・西北地区整備 →	金堂基壇整備・東地区整備 →	北東便所休憩施設整備 北東地区整備 →	南西部建物跡整備・西南地区整備 南辺西側築垣復原 →	寺域外南西地区整備 南辺西側築垣復原 →	寺域外南東地区整備 南辺東側築垣復原 →	東辺南側築垣復原・東南地区整備 南辺東側築垣復原 →	北辺西側築垣復原・南地区整備 南大門復原
実施設計作成との関連	第1期工事 実施設計作成		第2期工事 実施設計作成		第3期工事 実施設計作成		第4期工事 実施設計作成		第5期工事 実施設計作成	

表59　整備順序と工事内容

あ と が き

壮大な七重塔をもつ国分二寺の伽藍は、古代の仏教文化の華と言うべきものであるが、それ以上に律令制度という中央集権政治が地方に定着したことを示す象徴としての意味も色濃く持っていた。この建立は当時の地方ではほとんど経験したことのない大工事であり、かつ総合創作活動であったと言える。そして残された記録から窺えるその建立から衰退に至る過程は、まさに律令制度による地方支配の苦闘の様子を具体的に示すものであった。それは同時にそれぞれの地域の人々が、そうした政治制度をどの様に受け止め、それに対してどう反応してきたかを物語るものでもある。そうした意味で国分寺は、先人が築いた歴史的記念碑であり、その足跡をたどることのできる数少ない遺跡として、今日的にも大きな意義をもっている。

上野国の国分（僧）寺は1,240年余の長い歴史を経て、今は田園のたたずまいの中に在る。その跡の発掘調査や残された記録の研究によって、建立と経営に関わった地域と人々の名が明かとなった。しかしそれは実際にこれらの事業に関係した人達の内の、ごく一部を示しているに過ぎないと考えるのが自然であろう。またこの寺院が造られた地は、そのはるか以前の縄文時代から人々が住まいとした場所であり、建立に当たっては造成工事のために立ち退きを迫られた家もあったようである。一方国分寺の衰退が進んだ段階では周辺部に竪穴式住居が造られるようになり、さらに廃絶した後には住居地としてまた墓域として使われた時期があったことも分かった。そうした変遷を経て、やがて近辺に形成された集落の人々の耕作地となり、地味の肥えた畑としてまた桑園として生活を支える基盤とされてきた。つまり上野国分寺とそれが建立された場所は、一貫して人々の生活の舞台としての歴史が重ねられてきた所なのである。

今回の発掘調査は史跡周辺の開発の進行に対して策定された、史跡整備事業の一環として行われたものである。この事業によって耕作地の買い上げや住宅、墓所の移転が行われたが、これらの地権者が筆舌に尽くせぬ辛酸を味わったであろうことは想像するに難くない。また発掘調査に当たって近隣の人々からは労力の提供を受けた以外に、有形無形の多大の協力が与えられた。それだけにこの遺跡が地元の人々にとって愛着深いものであり、また誇るべきものであったことが痛感されたのである。さらに年間を通して生徒、学生、歴史愛好者、研究者をはじめ、散歩や観光の途中に見学に立ち寄る人も多数にのぼり、この遺跡が広く知られているものであることも実感された。こうした人々も国分寺とその跡の歴史を形つくる上で重要な役割を担うものであり、今後はそうした期待に応えるための活動と環境作りが必要であることが新たな課題として提出されたのである。

このような状況の中で行われた今回の発掘調査は、上野国分寺とその地に展開された長い歴史を、今日的視点で見直すものであり、本書はその成果を取りまとめた中間総括を目指したものである。しかし調査を行うに当たっての環境と態勢は、遺跡のもつ重要性に対して十分なものとは言えず、それを起因とする本書の内容の偏りと不備は覆うべくもないことを率直に認めざるを得ない。いずれ今回の調査で実施できなかった箇所の発掘調査、それと多分野の専門家が直接関わる総合調査を行う機会が得られるならば、それによって本書での不備を補い、誤りを正して、貴重な歴史遺産の意義をさらに高めることができる。悠久の歴史の流れの中では、こうした検証が幾度となく繰り返されていくに違いないし、それは必要なことでもある。本書がそうした流れの新たな出発点となるならば、これまでの上野国分寺の歴史に関わった人々の果たした歴史的役割を後世に引き継ぐものとして、一応の責務を果たしたことになる。

最後に今回の発掘調査の実施と本書の作成で直接お世話になった方々や諸機関、またそれを支えてくれた多くの皆様に心からの感謝を申し上げて結びとします。

巻末付表・付図

表60　軒丸瓦計測値　（単位cm。基本的に図版にあげてある個体を計測。（ ）内は復元値。）

分類番号	直径	内区				外区	
		内房径	蓮子数	内区径	弁幅	周縁幅	周縁高
A001			1		2.1	—	—
002	(15.4)	(2.1)	1	(11.3)	広3.8、狭3.2	0.9	0.7
003	(14.4)	2.0	1	(10.0)	2.7	0.9	0.4
004	14.5	4.4	1	11.1	2.3	0.5	0.2
005			1		2.6	1.2	0.4
101	15.4	3.4	1＋4	12.7	4.8	0.7～0.9	0.2
102	15.2	2.6	1＋4	11.9	広5.6、狭4.2	0.3～0.9	0.1
103			1＋4			1.2	0.3
104A	(19.9)	3.5	1＋4	(12.3)	2.4	2.4	0.2
104B	(14.7)	3.4	1＋4	(10.8)	2.1～2.4	1.2	0.1
105	(15.9)	2.8	1＋4	(9.3)	2.9	2.3	0.3
106	—	—	1＋4	—	3.7	1.0	0.2
107			1＋4			1.5	0.6
201	(15.7)	2.0	1＋5	(11.0)	3.5	1.4	0.5
301			0＋4			0.5	0.3
302	16.7	3.1	＋形1	10.5	2.6	1.8	0.1～0.5
303	(18.0)	3.9	0＋3	(14.6)	3.2～3.6	0.7～1.2	0.2
304	14.0	2.6	0	12.2	2.3～2.5	0.2～1.0	
305	(15.8)	(1.9)	0	(12.0)	3.4		
306	(14.3)	(2.0)	0	(10.8)		0.7	0.3
307	(13.2)	1.5	0	(8.5)	1.9～2.2	0.8	0.1～0.3
308	(13.6)	3.2		(10.2)	2.0	0.8	0.2
309	(13.4)	(3.2)		(10.0)	2.2	0.7～1.3	0～0.2
B001a	(14.5)	1.5	1	(10.1)	2.7～3.4	1.3	1.0
001b	15.0	1.5	1	10.1	2.5～3.2	0.7～1.6	0.4
002	—	2.2	1		3.2	1.7	0.8
003	16.2	3.0	1	13.2	2.4～4.0	0.9	0.1
004			1			1.1	0～0.1
101	17.2	3.8	1＋4	14.0	3.0	1.0	0.1～0.2
102a	19.7	3.7	1＋4	13.8	3.2	2.3	0.1～0.2
102b							
103	14.3	2.2	1＋4	10.7	3.1～3.7	1.0～2.4	0.3
104	17.0	3.0	1＋4	12.8	2.2	0.3～1.3	0.9
105	(15.8)	—	1＋4	(12.5)	4.5	1.0	0.1
106	(14.9)	3.8	1＋4	(13.7)	3.5	(0.6)	—
107	—	—	(1＋4)	—	3.1	0.6	0.2
201a	18.5	3.6	1＋5	12.7	3.5	1.5～2.4	0.6
201b	17.4	3.8	1＋5	12.8	3.6	1.4～1.9	0.2～0.5
201c	17.2	3.7	1＋5	12.7	3.3	1.0～1.9	0.2～0.4
202a	15.8	3.8	1＋5	12.3	3.0～3.4	1.5	0.2
202b						1.3	0.2
202c						0.3	0.3
203	18.0	3.5	1＋5	12.8	3.0	1.3～2.5	0.2

分類番号	直径	内区				外区	
		内房径	蓮子数	内区径	弁幅	周縁幅	周縁高
204	17.9	4.0	1＋5	13.5	3.5	1.5	0.4
205	17.1	3.2	1＋5	11.9	3.6	1.2～1.8	0.3
206	(15.4)	3.1	1＋5	11.4	3.0	0.4～1.4	0.8
207 a	15.6	2.5	1＋5	10.9	3.8	1.0～1.7	0.6
207 b	15.6	2.5	1＋5	10.9	3.3～3.8	1.8	0.2
208	16.0	3.0	1＋5	12.2	3.3	1.2	0.1
209	(20.0)	(3.9)	1＋5	12.3	3.8～4.1	1.5～2.8	0.2
210	18.2	4.7	1＋5	15.0	4.3	0.3～1.4	0.3
301	14.8	3.7		12.7	1.8	—	—
C001	(16.2)	2.0	1	(11.8)	3.3	1.0	0.5
002						1～1.3	
003	14.7	1.4	1	9.9	2.2	1.5	0.2
004			1				
005					2.0	—	—
D001			1＋4		1.2	0.5～0.7	0.1
002	12.8	2.3	1	9.7	1.4	0.2～1.0	0.3
E001 a		4.9	1＋6				
001 b		4.8	4				
101	(16.0)	3.1	1＋4	9.7	1.4	1.1～2.0	0.5
102	17.7	4.4	1＋4	12.0	1.8～2.3	1.5	0.6
103	16.2	4.5	1＋4	12.4	1.5～1.9	0.5	0.5
104	(16.0)	3.9	1＋4	(11.5)	1.7	0.9	0.2
105	(15.7)	4.7	1＋4	12.4	2.3～3.0	0.6	0.8
106	(15.6)	3.6	1＋4	(11.6)	2.0	1.6	0.7
107	(17.6)	3.8	1＋4	(12.8)	2.2	1.4	0.3
108	(18.4)	3.4	1＋4	(11.5)	2.2	1.7～2.1	0.9
109	(16.0)	3.6	1＋4	10.0	1.8	1.4	0.6
201	(13.8)	2.7～3.0	1	(10.0)	—	1.1	0.2
202	(14.4)	—	1	(11.7)	2.8	0.8	0.1
F001	(14.2)	(4.4)	1＋4	(8.4)	1.9	0.7	0.3
H001	(15.0)	(5.5)	1＋6	(9.0)	0.9	0.8～1.2	0.2
002						0.7～1.1	0.7
I 001		2.9	—	11.2	5.7		
J 001	15.7	3.4	1＋6	12.7	2.7	1.2	1.2
002					3.4	1.5	1.3
K001			1＋4＋8			0.7～1.2	0.3
002			1＋5＋8				
M001	15.3	4.6	1＋4	9.5		1.1	0.5
002	13.6	—	1	11.6	1.9～2.5	0.8～1.4	0.5
003						0.3	0.2
004						0.7	0.4
005		4.8	1＋4	(10.8)	2.0		
006		—	—	—	—	—	—

表61　軒平瓦計測値（単位cm。基本的に図版にあげてある個体を計測。（ ）内は復元値。〔 〕内は別個体の計測値。）

分類番号	上弦幅	下弦幅	唐草の単位数	瓦当中央の幅	顎面長	平瓦厚	全長
NH301	26.0	29.5	—	4.2		2.3	
302			—		3.7	2.2	
303			—		4.0	3.1	
304			—				
401			—			2.0	
402			—			2.0	
501			—		2.8	1.3	
NT301			—		2.2	1.6	
302			—			2.2	
401			—		4.2		
402			—		4.2		
NR301			—				
302			—				
303			—		5.5	2.1	
304			—		4.0	2.0	
305			—			2.0	
306			—				
307			—				
308			—			3.7	
P001	26.2	29.3	10	4.5		2.8	
002A			11	5.7		1.4	
002B	30.3	(31.5)	11	5.7		2.3	(43.0)
003			17	3.8	2.5	2.2	
004	24.5		10	3.9		2.0	
004亜種			10	7.5	3.2	2.8	
005			11		3.6	1.7	
006			10		3.6	2.8	
007	〔28.8〕	〔29.8〕	9			〔2.7〕	
008(a)			13	4.4	3.3	3.0	
009						3.7	
010					3.9	2.0	
011	27.0		10	5.9	2.0	3.2	
012			10？		3.4	2.9	
101			10	4.0		2.1	
102(a)			9		2.0	2.2	
103			8	4.0	2.0	2.0	
104						3.3	
105							
106					3.1	2.4	
107					1.8	2.7	
201a				(6.0)	2.9	2.0	
201b				5.2	3.5	2.5	
202						1.8	
203				5.5		2.1	

分類番号	上弦幅	下弦幅	唐草の単位数	瓦当中央の幅	顎面長	平瓦厚	全長
204				3.5		1.4	
205				4.7	1.8	2.9	
206(a)						1.8	
206(b)					0.8	1.4	
301		30.0				2.4	37.8
302						1.6	
303					3.0	1.6	
304					3.6	2.0	
305					2.5	2.0	
306					2.0	1.7	
307						2.2	
308						1.9	
Q001(a)			—	4.7	5.4	3.6	
001(b)			—	(3.7)	2.3	1.8	
R001			—		2.5	1.6	
002			—			2.6	
003			—			1.7	
S001			—	5.4		1.8	
002			—	(3.5)		1.9	
T001			—		2.7		
002			—				
003			—		2.5	2.1	
004			—		4.0		
101			—		(4.5)	1.7	
102			—		1.0	1.5	
103			—		1	1.5	
U001			—		4.0	2.0	
101			—				
102	24.5	28.3	—	4.6	1.3	1.8	
103			—			1.4	
104			—		0.5	1.6	
105			—			2.4	
106			—		0.7		
V001			—				
002			—	(4.5)		1.5	
003		(23.5)	—	5.6	0.8	2.0	
004			—			1.5	
W001			—		1.5		
Z001			—		1.2	2.0	
002			—			2.1	
003			—		3.5	1.2	
004	25.8	29.3	—	5.8	3.5	2.1	
005			—			1.7	
006			—				
007			—		1.6		
008			—		1.1	1.5	

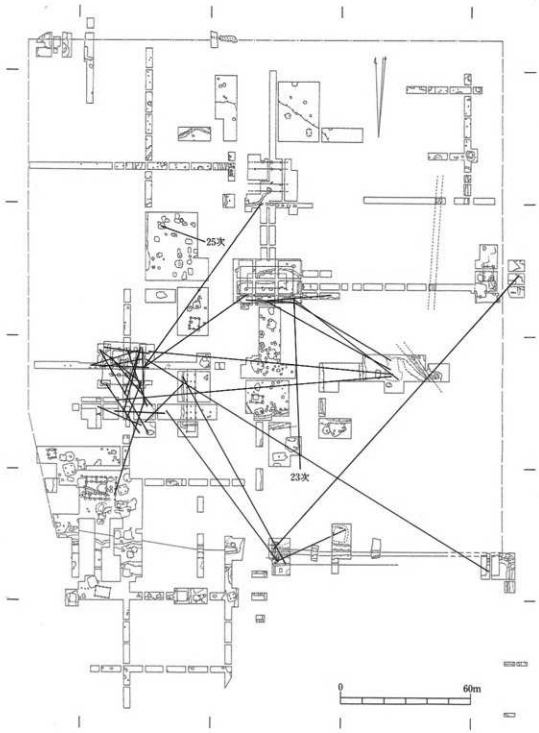

図180　軒瓦接合資料の出土地点（接合例約220のうち、20m以上離れて出土した34例を図示した。）

表62　軒丸瓦出土数（1）

	1T	2T	3T	4T	5T	6T	7T	8T	9T	10T	11T	12T	13T	14T	15T ( )は瓦扇	15T拡 ( )は瓦扇	16次	17次	18次	19次	20次	21次	22次	23次	24次	25次	26次	27次	28次	29次	30次	31次	32次	33次	34次	35次	合計	
A001																				1																1	A001
002					1																					1										2	002
003	1																	2		4				1		6						1				15	003
004											1							4																	2	7	004
005																				2						1				1						4	005
101	1										1				5(4)	11(10)	1	2	1	5				13		4	1	4				6			1	56	101
102					1				1		4							5		1				4		3		3							3	25	102
103																		1								1									1	3	103
104A	1																									1										2	104A
104B																									1						1					2	104B
105																																1				1	105
106																				1																1	106
107					1										1(1)											1				1	1					5	107
201																															1				1	2	201
301					1															1								1								3	301
302					1				1		1				2(2)		4	3	1	2				5		5				1	1	2			2	31	302
303											1						1													1					2	5	303
304																												1								1	304
305																		1																		1	305
306									1																											1	306
307																							1													1	307
308																								1												1	308
309									1															1		1										3	309
B001合計															1(1)	1(1)		2		2				7	1	1		11			3	1				6	36	B001合計
001a																1(1)		1						7		1		2								3	15	001a
001b															1(1)			1		2					1			9			3	1				3	21	001b
002																	1			1				3		2										7	002
003															2(1)			1		2				4		1									1	11	003
004											1				1(1)	2(2)										1										5	004
101	3				1						1			1	17(15)	20(18)	2	6		6			2	10		8		2		4		2			9	94	101
102合計		1									1					3(1)		1	1	30			1	2		5		1		1					4	51	102合計
102a		1									1					2(1)		1	1	30			1	2		4		1		1					4	49	102a
102b																1										1										2	102b
103	1				1										1(1)		1	1		4				1		5				1		2			1	19	103
104	2								1						4(3)	7(5)	1	4	1	5				8		11	2		1		2	3			12	64	104
105										1						1				1				14				2	1			1				21	105
106																				1																1	106
107																1(1)				1				1		5								1		9	107
201合計	6				4				1		2	1		2	4(3)	11(9)	2	2	2	179	1			8		24	8	3	1	4	1	1		2	65	334	201合計
201a	1				1				1		1					3(1)			1	56	1			5		13	5	2	1	1					12	104	201a
201b															2(2)					21				1											5	29	201b
201c					2						1			1	1	6(6)	1			1						1									1	15	201c
細分不能	5				1							1		1	1(1)	2(2)	1	2	1	101				2		10	3	1		3	1	1		2	47	186	細分不能
202合計																		2		4						8		1								15	202合計
202a																		2								2		1								5	202a
202b																				1						5										6	202b
202c																				2						1										3	202c
細分不能																				1																1	細分不能
203	1														1(1)	4(4)		3						5		2		2				4			6	28	203

表63　軒丸瓦出土数（2）

	1T	2T	3T	4T	5T	6T	7T	8T	9T	10T	11T	12T	13T	14T	15T ( )は瓦當	15T拡 ( )は瓦當	16次	17次	18次	19次	20次	21次	22次	23次	24次	25次	26次	27次	28次	29次	30次	31次	32次	33次	34次	35次	合計	
B204																		1						3		1									1	6	B204
205																		1						3		1									2	7	205
206	1								2						1(1)	2(1)	2	3		4			1	2		6	1	3				1	1			2	32	206
207合計					1				1						2(2)	3(2)		1	1	7			1	6		4				1		1			4	33	207合計
207 a					1										2(2)	3(2)		1		4			1	5		4				1		1			4	27	207 a
207 b									1										1	2				1												5	207 b
細分不能																				1																1	細分不能
208	1				1								1		1(1)											1										5	208
209																				8				2											5	15	209
210															1(1)	2(2)																				3	210
301	1									1					2(1)	2(1)		1		2			1			3	1								3	17	301
C001																		1						2		1		1								5	C001
002																							2	1												3	002
003	2														1(1)		1	1							1			1								1	8	003
004																1																					1	004
005																																				1	1	005
D001																								3		1										4	D001
002																								2								2				4	002
E001 a																											2									2	E001 a
001 b					1																															1	001 b
101					1										5(5)	2(2)				1				1		4									1	15	101
102									1		1				3(2)	1		3	3	70						4	1	2							13	102	102
103	1				1										2(2)	3(3)		1		159	1			1		5		3	1		1	2			51	232	103
104																1				1						1										3	104
105											1				4(4)	4(4)		1		1				3			1								1	16	105
106																				1						1										2	106
107																1(1)				2															1	4	107
108															1(1)	6(5)		1		3				1		2									1	15	108
109					2															1				2	1	7			1							14	109
201	1																							1								2				4	201
202																								1												1	202
F001																								2			1								1	4	F001
H001																				1																1	H001
002																										1						1				2	002
I 001																1(1)		1																		2	I 001
J 001					1														1																	2	J 001
002																		1						1		2										4	002
K001	1				1													2												1						5	K001
002																		1		1															1	3	002
M001																1(1)		2		1			1			1						1				7	M001
002	1																	1		3				6		4		1							2	18	002
003																		7						2			1	2				1				13	003
004																								1												1	004
005																										1										1	005
006																				1															1	2	006
小　計	25	1			20				10	2	15	1	1	3	62(54)	91(74)	16	70	11	520	2		10	134	4	148	19	44	5	15	10	37	1	2	1	208	1488	小　計
分類番号未定					1										1(1)	3(2)		3		8			1	3		5		1			1					3	30	分類番号未定
小　破　片	12				4		1		9	1	8		1		30(24)	41(26)	4	66	1	218			4	31		70	9	18	1	7	5	11	1		2	61	616	小　破　片
合　計	37	1			25		1		19	3	23	1	2	3	93(79)	135(102)	20	139	12	746	2		15	168	4	223	28	63	6	22	16	48	2	2	3	272	2134	合　計

表64　軒平瓦出土数（1）

	1T	2T	3T	4T	5T	6T	7T	8T	9T	10T	11T	12T	13T	14T	15T ( )は瓦溜	15T拡 ( )は瓦溜	16次	17次	18次	19次	20次	21次	22次	23次	24次	25次	26次	27次	28次	29次	30次	31次	32次	33次	34次	35次	合計	朱付	
NH301	1				2	1			1		1	2			8(5)	4(4)		3		168				8		21	1	3		1	3	9	4			67	308	73	NH301
302																		1		16						2	2								1	22	2	302
303					1										1(1)	3(3)				2				1		2										10	0	303
304											1				2(2)					2						2										7	2	304
401																1				1						2										4	1	401
402															1(1)																		1			2	1	402
501																								1				1								2	1	501
NH細分不能															1(1)	1(1)				15						1									2	20	3	NH細分不能
NT301	1				1											1(1)										1										4		NT301
302																		1		2				1		3						1				8	2	302
401																																			1	1	401
402									1																											1		402
NT細分不能		1			1													1		3						3		2			1				2	14		NT細分不能
NR301																										5									1	6		NR301
302															1(1)	1(1)				1															1	4		302
303																																			1	1		303
304									1						2(2)	3(3)				3						1										10		304
305															1(1)	1(1)				2						2										6	1	305
306															2					1						1										4		306
307																				1																1		307
308																				1																1		308
NR細分不能															1(1)	1(1)				1						1										4		NR細分不能
その他N																1(1)				1																4		その他N
P001	1	1			3				2		5	1	1	1	19(15)	18(16)		11	3	118	1	1	2	16		52	7	3	2	3		2			1	71	345	80	P001
002合計	2				3						2				12(7)	13(10)	1	11		52		1	2	6		26	1	2		2	1	2	1		1	27	168	49	002合計
002A																2(2)				1																3	1	002A
002B	1				3						2				10(6)	10(7)	1	11		41		1	1	3		18	1	2		1	1	2	1		1	19	130	44	002B
細分不能	1														2(1)	1(1)				10			1	3		8				1						8	35	4	細分不能
003	1				1										3(3)	4(4)		3		3	1			8		5						4				1	34	12	003
004	1										3				6(5)	13(13)		3		2			1	2		7				1		1		1		4	45	12	004
005					2										1		3	4	1	1						7		1		1		1	1			3	26	3	005
006													1		7(5)	2(2)		1								2	1	1				1				1	17	2	006
007					1						2				7(6)	2(2)		1					1	1		6		1		1				1		1	24	4	007
008															1				1	2				4		5		1	1						1	4	20	7	008
009															1(1)	2(2)	1							1												1	6	2	009
010									1						1			1		2																	5	2	010
011																				11																9	20	2	011
012															1(1)					13																20	34		012
101																				76						1	1				2			1	14	95	6	101
102					1								1			1		1	1					2		5			1		1		1			15	5	102
103																				1				3				1								5	1	103
104																								1							1					2	1	104
105																										1										1		105
106											1							1		1						1							1			1	6		106
107										1	1															2										4		107
201	1				1										4(3)	6(3)		1						9		6		3			1	2	2			5	41	9	201
202																				1						1							1			3	1	202
203																1(1)																				1		203
204																										1										1	1	204

表65　軒平瓦出土数（2）

	1T	2T	3T	4T	5T	6T	7T	8T	9T	10T	11T	12T	13T	14T	15T ( )は瓦頭	15T底 ( )は瓦頭	16次	17次	18次	19次	20次	21次	22次	23次	24次	25次	26次	27次	28次	29次	30次	31次	32次	33次	34次	35次	合計	朱付	
P205																										1										1	1	P205
206															7(4)	10(9)										1									1	19	6	206
301	1				1						1		1		1(1)					5				3		3		1		2	1	1			1	4	26	7	301
302																								1		5										6	2	302
303																										1										1		303
304											1									2				2		1									4	10	3	304
305																								1												1	1	305
306					1										2(2)	2(2)		1			1					1										8	4	306
307																								1												1	1	307
308																										1										1		308
Q001												1			5(5)		1	2	1	18	1				10	1									7	47	8	Q001
R001					1										1(1)	3(2)				3				2			1	1			2					14		R001
002																																1					1		002
003																				1							1									2		003
S001					1													1		1				1		6									2	12		S001
002																								1					1	1		2	1			6	2	002
T001																								1												1	1	T001
002																								1												1		002
003																										1										1		003
004									1																											1		004
101																										1										1		101
102																		1																	1	2	1	102
103																																			3	3	2	103
U001																1(1)		1		1				1		3				1					3	11	4	U001
101																										1										1		101
102																		3																		3	1	102
103																																			1	1		103
104																		1																		1		104
105																				1																1		105
106																		1																		1		106
V001																		1		3						1										5		V001
002																				4												2				6	2	002
003															2																					2		003
004																1(1)				1																2		004
W001																		1		2						1									3	7	2	W001
Z001	1																	1	1							4		1							1	9		Z001
002																				2																2	2	002
003																				1																1		003
004																								1								1				2		004
005															1																					1		005
006																																			2	2		006
007																																			1	1		007
008																		1								1										2		008
小　計	10	2			21	1			7	1	18	4	4	1	102(74)	96(85)	6	59	8	548	4	2	6	80		218	16	22	5	13	7	34	13	4	5	273	1590		小　計
分類番号未定	1														1	1				2				1		4		1		1					1	5	18		分類番号未定
小　破　片	3				3				6	1	1				13(8)	15(11)	3	21	3	64	2		1	11		33	3	3	1	4	2	1		1	1	23	219		小　破　片
合　計	14	2			24	1			13	2	19	4	4	1	116(82)	112(96)	9	80	11	614	6	2	7	92		255	19	26	6	18	9	35	13	5	7	301	1827		合　計

史跡上野国分寺跡発掘調査報告書・本文編

平成元年3月23日印刷
平成元年3月28日発行

編集　群馬県教育委員会事務局 文化財保護課

発行　群馬県教育委員会
〒371 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
TEL 0272（23）1111㈹

印刷　朝日印刷工業株式会社
前橋市元総社町67 ☎(51)1212㈹